

# 議会定例會議録

令和5年9月14日

岩出市議会

## 議事日程（第1号）

令和5年9月14日

開　　会	午前9時30分
日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	市長の行政報告
日程第5	議案第60号 令和4年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第6	議案第61号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第7	議案第62号 令和4年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第8	議案第63号 令和4年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第9	議案第64号 令和4年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10	議案第65号 令和4年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について
日程第11	議案第66号 令和4年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定について
日程第12	議案第67号 専決処分の承認を求めることについて (令和5年度岩出市水道事業会計補正予算第2号)
日程第13	議案第68号 いわで御殿設置及び管理条例の一部改正について
日程第14	議案第69号 岩出市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例の制定について
日程第15	議案第70号 令和5年度岩出市一般会計補正予算(第3号)
日程第16	議案第71号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第17	議案第72号 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第18	議案第73号 市道路線の認定について

## 開会

(9時30分)

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、令和5年第3回岩出市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第60号から議案第73号までの議案14件につきましては、提案理由の説明、引き続きまして、議案第60号から議案第66号までの決算議案7件につきましては、代表監査委員から決算の審査報告です。

～～～～～～～～～～～～～～～～

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○田中議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番、福山晴美議員及び2番、梅田哲也議員の両名を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

### 日程第2 会期の決定

○田中議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から10月4日までの21日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から10月4日までの21日間と決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

### 日程第3 諸般の報告

○田中議長 日程第3 諸般の報告を行います。

6月14日に開催された第99回全国市議会議長会定例総会における表彰式にて、本市議会においては、増田浩二議員が議員表彰25年以上の特別表彰を、福山晴美議員が正副議長表彰4年以上の一般表彰を、梅田哲也議員が議員表彰10年以上の一般表彰を受けました。

また、7月31日に開催された令和5年度和歌山県市議会議長会第1回総会における永年在職議員表彰式にて、本市議会においては、福山晴美議員が正副議長4年以

上の特別表彰を、梅田哲也議員が議員10年以上の一般表彰を受けましたので、ご報告いたします。皆様、おめでとうございます。

これまでの議員活動に対しまして敬意を表しますとともに、今後も市政発展のためにご活躍を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

次に、本定例会の説明員としての出席者の職、氏名は配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は配付のとおり、議案14件と報告1件であります。

次に、令和5年第2回定例会から令和5年第3回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、令和5年度市議會議長会関係について、事務局から報告させます。

○事務局 事務局から報告させていただきます。

市議會議長会関係について報告いたします。

令和5年6月14日水曜日、東京都千代田区の東京国際フォーラムで第99回全国市議會議長会定期総会が開催され、議長が出席いたしました。

開会式、会長選任、表彰式に引き続きまして、令和4年5月1日から令和5年4月30日までの会務報告、各委員会委員長報告、令和3年度全国市議會議長会各会計決算及び令和5年度全国市議會議長会各会計予算の審議、部会提出議案27件及び会長提出議案5件の審議、部会等推薦役員の選任、相談役の委嘱の後、閉会式にて感謝状の贈呈が行われ、全国市議會議長会第99回定期総会が閉会されました。

次に、令和5年7月31日月曜日、新宮市の新宮ユアアイホテルで令和5年度和歌山県議會議長会第1回総会が開催され、正副議長が出席いたしました。

開会、永年在職議員表彰式に引き続き、令和5年2月6日から令和5年7月30日までの会務報告、令和4年度和歌山県市議會議長会会計決算及び令和5年度和歌山県市議會議長会会計予算の審議を行いました。

その後、協議事項では、次期総会開催市と日程について協議を行い、和歌山市で令和6年2月に開催することを決定、また会長から提出された企画提案書について協議の後、令和5年度和歌山県市議會議長会第1回総会が閉会されました。

以上です。

○田中議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 市長の行政報告

○田中議長　日程第4　市長の行政報告を行います。

市長。

○中芝市長　おはようございます。失礼をいたします。

議員の皆様におかれましては、平素より岩出市の発展に対し、ご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、本日は皆様方にご出席をいただき、令和5年第3回岩出市議会定例会を開会できること、厚くお礼を申し上げます。

それでは、会議の開会に当たり、当面の岩出市行政についてご報告をいたします。

初めに、令和4年度一般会計歳入歳出決算についてであります。歳入の根幹である市税が増加した一方で、社会保障関係費の増加や、新型コロナウイルス感染症や物価高等に対する支援や対策などにより、厳しい状況が続いておりますが、住民サービスの低下や将来の住民への財政負担を招かないよう、行財政運営に取り組んだ結果、令和4年度岩出市一般会計の歳入歳出決算における実質収支は5億305万3,634円の黒字で決算を行いました。

次に、地域防災訓練についてでありますが、南海トラフを震源とした巨大地震が発生したと想定し、10月22日日曜日に、市内6小学校と船山地区公民館などにおいて実施をいたします。逃げ遅れ者を出さない、逃げ遅れ者の早期発見のため、初動体制の確立を目的に、市民、区自治会、自主防災組織、消防団及び行政機関が連携した地域防災訓練を実施いたしましたく、議員の皆さんにおかれましても、地域でご参加にご協力をお願いをいたします。

次に、職員採用試験についてでありますが、9月10日に、一般事務職、技師、保健師及び社会福祉士の採用に係る2次試験を実施いたしました。また9月17日に、高校卒の一般事務職及び調理員の採用に係る1次試験を実施いたしました。受験申込者は、高校卒の一般事務職に6名、調理員に2名となっております。それぞれの面接等の2次試験を実施した後の合格内定者につきましては、後日、議会に報告をさせていただきます。

次に、新型コロナウイルス感染症についてでありますが、5類感染症に移行しましたが、県の定点医療機関当たりの患者数が増加傾向にあることから、基本的な感染対策やワクチン接種が有効であるとされています。新型コロナウイルスワクチン接種については、初回接種を終了した生後6か月以上の方を対象に、9月20日から接種を実施いたします。引き続き希望される方が適切に接種できるよう対応してまいります。

次に、令和5年度敬老会についてであります。高齢者を敬愛する気持ちをより一層高め、長寿をお祝いするため、9月18日敬老の日の午前9時30分から、懐かしの映画上映会と題し、市民総合体育館において4年ぶりに開催をいたします。今年度は昭和24年12月31日以前生まれの方々、7,725人をご招待しており、感染予防対策のため、敬老会は午前中に開催をし、お弁当は持ち帰りいただくこととしております。当日は議員各位のご臨席を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

次に、過日行いました夏を締めくくる、いわで夏まつりについてであります。夏まつり実行委員会、関係業界団体、市職員が一体となり、市民がつくる市民の祭りとして4年ぶりの開催となりましたが、大きな混乱を招くことなく、無事に終えることができました。関係者の皆様に感謝いたしますとともに、今後も市民の皆様に喜んでいただける夏のイベントとして、継続していきたいと思います。

次に、コロナ禍やロシアによるウクライナ侵攻などにより、諸物価が高騰し、その補完の一環として、市民や事業者を支援するため、水道料金の基本料金を4か月間、免除いたします。

次に、秋のイベントについてであります。市民運動会については10月9日のスポーツの日に、文化祭については11月3日・4日の2日間で、それぞれ開催する方向で準備を進めています。今後のコロナの感染状況により流動的ではありますが、決定次第、議員各位に通知をさせていただきますので、ご理解とご協力をお願ひいたします。

文化祭開式において、令和5年度岩出市市民表彰式を市民総合体育館小ホールにおいて挙行いたします。長年にわたり市政の発展にご貢献いただいた方々を表彰いたしますので、議員各位におかれましては、ご臨席賜りますようお願いを申し上げます。

本日ご説明申し上げました、これらの施策などの推進に積極的に取り組み、岩出市政の発展に努めてまいりますので、今後とも、議員の皆様方のご理解、ご支援をお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○田中議長 以上で、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

～～～～～～～～～～～

日程第5 議案第60号 令和4年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について

～

## 日程第18 議案第73号 市道路線の認定

○田中議長　日程第5　議案第60号　令和4年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第18　議案第73号　市道路線の認定の件までの議案14件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○佐伯副市長　ただいま議題となりました諸議案についてご説明を申し上げます。

今回ご審議をお願いする案件につきましては、令和4年度決算認定の案件が7件、専決処分の承認を求める案件が1件、条例案件が2件、令和5年度補正予算案件が3件、市道路線の認定案件が1件の計14件であります。

まず初めに、令和4年度決算認定の案件についてご説明をいたします。

議案第60号　令和4年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定についてでありますが、歳入総額が206億352万3,297円、歳出総額が199億573万9,663円で、歳入歳出差引額は6億9,778万3,634円となりましたが、翌年度へ繰り越すべき財源があるため、実質収支額は5億305万3,634円となります。

次に、議案第61号　令和4年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでありますが、歳入総額が55億9,940万582円、歳出総額が55億9,495万9,316円で、歳入歳出差引額は444万1,266円となりました。

次に、議案第62号　令和4年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでありますが、歳入総額が36億230万3,439円、歳出総額が35億8,501万285円で、歳入歳出差引額は1,729万3,154円となりました。

次に、議案第63号　令和4年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでありますが、歳入総額が10億7,620万2,762円、歳出総額が10億5,901万3,562円で、歳入歳出差引額は1,718万9,200円となりました。

次に、議案第64号　令和4年度岩出墓園事業特別会計歳入歳出決算認定についてでありますが、歳入総額、歳出総額ともに3,377万8,479円で、歳入歳出差引額はゼロ円となりました。

次に、議案第65号　令和4年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定についてでありますが、まず、剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金が3億8,105万6,694円で、減債積立金に4,953万718円を、建設改良積立金に1億2,885万7,910円を積み立てるほか、資本金に減債積立金取崩し分として5,661万3,830円、建設改良積立金取崩し分として1億4,605万4,236円を組み入れるもので

あります。

次に、決算額につきましては、収益的収入額が12億6,361万914円、収益的支出額が10億513万9,327円で、歳入歳出差引額は2億5,847万1,587円となりました。

一方、資本的収入額は2億7,391万9,000円、資本的支出額は10億1,703万1,000円で、収入支出差引額は7億4,311万2,000円の不足が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金などにより補填いたしました。

次に、議案第66号 令和4年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定についてであります。決算額につきましては、収益的収入額が10億6,748万2,332円、収益的支出額が9億5,205万3,548円で、収入支出差引額は1億1,542万8,784円となりました。

一方、資本的収入額は19億4,139万8,230円、資本的支出額は23億3,409万5,608円で、収入支出差引額は3億9,269万7,378円の不足が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金などにより補填いたしました。

以上が、令和4年度決算認定の案件であります。

続いて、専決処分の承認を求める案件についてご説明をいたします。

議案第67号 令和5年度岩出市水道事業会計補正予算第2号についてであります。既決の資本的支出の予定総額に4,059万円追加したものであります。

主な内容は、資本的支出で第3配水池場内整備にかかる費用について補正をするものであります。

続いて、条例案件についてご説明をいたします。

議案第68号 いわで御殿設置及び管理条例の一部改正についてであります。入浴設備の老朽化及び利用者の減少のため、いわで御殿の公衆浴場事業を廃止し、急速に進む高齢化に対応し、市民が住み慣れた地域で生き生きと健康に暮らすことができるよう、市民の生きがいづくりと健康づくりに寄与する施設とするため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第69号 岩出市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例の制定についてであります。令和5年3月20日に行った産業廃棄物処理施設設置に反対する都市宣言をより強固なものとするため、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防を図り、地域における健全な生活環境の維持及び向上に資することを目的として、条例を制定するものであります。

続いて、令和5年度補正予算案件についてご説明をいたします。

議案第70号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第3号）についてであります

が、既決の予算の総額に5,760万5,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、事業の採択等による国県支出金の事業財源のほか、各一部事務組合前年度負担金の返還金などについて、歳出では、大阪方面路線バス補助金のほか、市税過年度分還付金、保健福祉センター運営費における工事請負費、母子生活支援施設措置費、子育て世代生活支援特別給付金、学校給食運営費における工事請負費などについて補正するものであります。

次に、議案第71号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでありますが、既決の予算の総額に2,008万7,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入においては、国民健康保険事業運営基金繰入金及び診療報酬等前年度精算金について、歳出では、過年度交付金の精算に伴う返還金について補正をするものであります。

次に、議案第72号 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に834万7,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入においては、地域支援事業費に係る過年度支払基金交付金のほか、介護給付費準備基金繰入金について、歳出では、過年度交付金の精算に伴う返還金について補正するものであります。

最後に、議案第73号 市道路線の認定につきましては、開発行為等による帰属路線2路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提出いたしました諸議案の説明とさせていただきます。

何とぞ慎重ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○田中議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第60号 令和4年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から議案第66号 令和4年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定の件までの議案7件につきまして、代表監査委員から決算の審査報告を求めます。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 令和4年度岩出市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査についてご報告申し上げます。

令和4年度岩出市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された令和4年度岩出市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び附属書類並びに基金の運用

状況について審査いたしましたところ、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、それらの計数は関係諸帳簿等と符合し、正確であることを認めます。

次に、令和4年度岩出市水道事業会計及び岩出市下水道事業会計決算審査についてご報告申し上げます。

#### 令和4年度岩出市水道事業会計及び岩出市下水道事業会計決算審査意見

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和4年度岩出市水道事業会計及び岩出市下水道事業会計決算事業報告、附属明細書及び関係証書、附属書類を審査いたしましたところ、関係法令等に準拠して作成されており、違法並びに錯誤を認めず、経営成績及び財政状態を適正に表示していることを認めます。

今回、一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況については、7月14日から7月24日までのうちの5日間、また、水道事業会計及び下水道事業会計決算については、6月19日に審査に付された歳入歳出決算書等を基に、各課の担当者に説明を求め、令和4年度決算審査を実施いたしました。審査の概要等については、意見書に添付したとおりでございます。

主な内容として、1点目は、収入未済額等について、前年度と比較して、収入未済額は増加しており、不納欠損額は減少となっています。収入未済額の縮減は、健全財政の財源の確保、負担の公平性、行政に対する信頼性の確保からも重要な課題であります。今後も滞納者の実態把握と分析を迅速に行い、法的措置をはじめ、適正な滞納対策を講じるとともに、不納欠損処分については、債権の回収を放棄することであることから、安易な時効による不納欠損処分とならないよう、日常の債権管理を適正に行うとともに、新たな収入未済額の発生を抑制することを含め、より一層効果的な収納対策を講じられたい。

また、水道料金や下水道使用料の収納対策についても、消費者の公平負担の面からも、引き続き未収金回収に向け、適正な収納対策を進められたい。

2点目は、財産管理事務については、引き続き適正な管理に努められたい。

3点目は、補助金の交付については、交付に際し、事業内容及び補助の必要性、効果等を十分精査し、交付決定をされるよう努められたい。

4点目は、財務会計事務については、各課においてそれぞれ根拠となっている法令等を十分把握した上で、適正な調定事務や予算執行事務に努められたい。

5点目は、新型コロナウイルス感染法上の位置づけが5類に移行したことを受け、社会経済活動の正常化が進みつつあるが、人口減少や少子高齢化といった社会情勢に変わりはなく、財源確保は、依然として不透明な状況である。

限られた財源で成果を上げるためには、自主財源の確保や、国県の補助制度を十分活用した歳入確保と、職員一人一人のコスト意識と創意工夫により事務事業の見直しを行うなど、より一層、効率的・効果的な行政運営に努められたい。としてございます。

なお、令和4年度決算審査で指摘事項は特にございません。

以上で、監査委員の報告とさせていただきます。

○田中議長 以上で、決算の審査報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○田中議長 ここで教育長から発言を求められていますので、許可します。

教育長。

○湯川教育長 皆さん、おはようございます。

岩出市教育長としての任期が9月の15日、あしたをもって満了となりますので、任期満了に伴うご挨拶を申し上げます。

まず、本日、貴重なお時間をいただき、ご挨拶を申し上げる機会をつくっていたいことに感謝を申し上げます。

令和2年9月議会におきまして、教育長としてご同意をいただいたから、任期3年間を全うし、退任の日を迎えることができました。これもひとえに中芝市長をはじめ、職員の皆様、また議員皆様方のご支援、ご協力があつてのことと心から感謝を申し上げます。

振り返ってみると、教育長在任の3年間は、新型コロナウィルス感染症との3年間であったと言っても過言でないと思います。

ご同意いただいた際に、教育分野が抱える諸課題の解消に真摯に取り組んでまいりますとお話をさせていただきましたように、小中学校普通教室への空調設備の設置事業をはじめ、GIGAスクール構想等の社会状況に応じた要請への対応、また最重要視してまいりました安心・安全な学校運営では、教員の皆様方をはじめ、保護者の皆様方と連携しながら、新型コロナウィルス感染症などと向き合ってまいりました。4,300人余りの児童生徒の命と健康を守り、学力の定着を図るため、感染防止対策に係る物品等はもとより、教材の購入についても優先的に予算化をしていただきました。

生涯学習分野では、イベント等の開催に際し、様々な制限がある中で、それぞれの目的達成を最優先に考え、感染状況に応じて市民サービスの低下を来さないよう対応をしてまいりました。

本年5月8日、5類に引き下げられることにより、制限はなくなりましたが、コロナウイルスがなくなったわけではありません。行政の役割としましては、法律の立てつけにとらわれず、市民の皆様の命と健康を守っていくことが、地方自治を行っていく上での前提になるものであると考えます。

学校、家庭、地域、関係機関と行政が一体となって、子供たちの安心・安全を確保していくことが、円滑な教育活動につながるものと考えておりますので、議員各位におかれましては、引き続きご支援、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

結びに、岩出市並びに岩出市議会の今後ますますの発展と皆様方のご健勝、ご活躍を心よりご祈念申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

～～～～～～～～○～～～～～～～

○田中議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を9月21日木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を9月21日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時05分)

# 議会定例會議録

令和5年9月21日

岩出市議会

## 議事日程（第2号）

令和5年9月21日

|       |   |
|-------|---|
| 開 議   | 午前9時30分   |
| 日程第1  | 諸般の報告   |
| 日程第2  | 議案第60号 令和4年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について                     |
| 日程第3  | 議案第61号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について               |
| 日程第4  | 議案第62号 令和4年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について                 |
| 日程第5  | 議案第63号 令和4年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について              |
| 日程第6  | 議案第64号 令和4年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について                 |
| 日程第7  | 議案第65号 令和4年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について           |
| 日程第8  | 議案第66号 令和4年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定について                  |
| 日程第9  | 議案第67号 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和5年度岩出市水道事業会計補正予算第2号) |
| 日程第10 | 議案第68号 いわで御殿設置及び管理条例の一部改正について                       |
| 日程第11 | 議案第69号 岩出市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例の制定について         |
| 日程第12 | 議案第70号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第3号）                        |
| 日程第13 | 議案第71号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                  |
| 日程第14 | 議案第72号 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）                    |
| 日程第15 | 議案第73号 市道路線の認定について                                  |

## 開会

(9時30分)

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第60号から議案第66号までの議案7件につきましては、質疑、特別委員会の設置及び付託並びに委員の選任、議案第67号から議案第73号までの議案7件につきましては、質疑、常任委員会への付託です。

~~~~~○~~~~~

### 日程第1 諸般の報告

○田中議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として、追加の出席者の職、氏名は配付の写しのとおりであります。

次に、受理した請願第1号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める請願書につきましては、配付の請願文書表のとおり、総務建設常任委員会へ付託いたします。

次に、請願第2号 岩出市として、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書につきましては、配付の請願文書表のとおり、厚生文教常任委員会へ付託いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 議案第60号 令和4年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について

～

### 日程第8 議案第66号 令和4年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定について

○田中議長 日程第2 議案第60号 令和4年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第8 議案第66号 令和4年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定の件までの議案7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願ひいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願ひいたします。

1番目、ネット岩出、井神慶久議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

井神慶久議員、議案第60号の質疑をお願いいたします。

○井神議員 おはようございます。

ネット岩出、井神でございます。

議案第60号 令和4年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について、4点ばかりお伺いいたします。

まず1点目、コロナ禍や国際情勢の影響を受ける中、款別歳入額の状況では、前年度と比較して、市税が増加していることについて、その要因は。

2点目、代表監査委員の決算の審査報告書では、収入未済額等について、前年度と比較し、収入未済額は増加しており、不納欠損額は減少となっています。収入未済の縮減は、健全財政の財源の確保、負担の公平性、行政に対する信頼性の確保からも必要な課題であると言っておられます。その中で、収入未済額は増加していることについてのその要因は、お伺いいたします。

3点目、令和4年度岩出市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書では、不納欠損処理に当たっては、債権の回収を放棄するものであることから、安易な事項による不納欠損処理とならないよう、日常の債務管理を適正に行い、あらゆる手続きを尽くした上で、適正に処理するよう、慎重かつ厳正で取り扱われたいとあります。そこで、不納欠損処分について、処分理由ごとの人数と額をお願いいたします。

最後に4点目、滞納者への滞納対策はどのようにしているのか、お伺いいたします。

○田中議長 答弁願います。

税務課長。

○西岡税務課長 おはようございます。

井神議員のご質疑についてお答えします。まず、1点目の市税が増加した要因につきましては、主な要因といたしまして、個人市民税で納税義務者の増と1人当たりの所得の増により、また固定資産税、都市計画税で、開発による宅地化、新築家屋の増、コロナ緊急経済対策軽減措置終了による減収分回復によるものです。

次に2点目の収入未済額につきまして、市税では財産調査とその進捗管理による滞納処分の徹底、現年度課税分の対策の早期着手等により、前年度と比較し、収入未済額を抑制し、減少となっております。

次に3点目の不納欠損について、市税の処分理由ごとの人数と額につきましては、地方税法第18条第1項に基づき、執行停止後3年が経過する前に時効の5年を経過するもの、56人、160万2,364円、地方税法第15条の7第4項に基づき、執行停止後3年を経過するもの、35人、356万3,683円、第15条の7第5項に基づき、即時に消滅するもの、例えば、本人死亡により法定相続人が相続放棄をしている、または会社が倒産している等で、66人、234万811円でございます。

最後に4点目の滞納者への滞納対策はどうしているのかにつきましては、市税では、岩出市税滞納整理基本方針に基づき、捜索を含む財産調査、差押え、公売の実施、現年度課税分の早期着手、時効管理、関係機関との連携、広報、啓発等、徹底した滞納整理を行っております。

○田中議長 教育総務課長。

○赤井教育総務課長 ご質疑の2点目と4点目について、一括してお答えします。

2点目の学校給食費における前年度と比較して収入未済額が増加している要因は、について。増加要因は、毎月の納期限に納付することが難しいとの相談を受けた場合、児童手当法第21条の規定に基づき、児童手当からの支払いに同意される保護者が増えており、その金額のうち、令和5年1月から3月分の学校給食費は、令和5年6月の児童手当から充当され、出納閉鎖期日ある令和5年5月末時点では、収入未済額となることによるものです。

この結果、現年度収入未済額は90万4,660円、前年度対比34万3,340円の増、徴収率は99.74%、対前年度比0.15%の減となりましたが、この児童手当充当分が出納閉鎖期日である令和5年5月末までに納付されていた場合の現年度徴収未済額は41万780円、対前年度比15万540円の減、徴収率は99.81%、対前年度比0.07%の増となります。引き続き、現年度の徴収強化に取り組んでまいります。

続いて、4点目の学校給食費における滞納者への滞納対策はどうしているのかについてですが、毎月10日の納期限に口座振替できず、未納となった保護者を対象に、毎月25日に再度の口座振替を行っております。再度の口座振替を行っても、なお未納となった保護者に対しては、期限を守って納めていただいている保護者との公平性を保つため、督促状、催告書等の文書による納付のお願いだけではなく、電話や自宅訪問、学校と連携した個人懇談の際の実施により、早期の納付を促しております。

以上のような手続をしたにもかかわらず納付されない、納付相談の連絡もない、また納付相談での約束をほごにする滞納者等については、債権管理条例に基づく法

的措置の実施等、徴収率向上に向け取り組んでおります。

○田中議長　社会福祉課長。

○森社会福祉課長　井神議員ご質疑の2点目と4点目についてお答えいたします。

2点目について、生活保護費返還金における収入未済額は、令和4年度が1,399万2,262円で、対前年度比209万8,815円の増額となります。その増額の内訳については、生活保護法第63条の資力、財産があるにもかかわらず保護を受けたときの返還が150万6,347円、生活保護法第78条の不実の申請、その他不正な手段により保護を受けたときの返還が59万2,468円となります。収入未済額が増加した主な要因といたしましては、返還金が発生したとき、既に返還金分を消費しており、一括での納付が困難な方が増加したことによるもので、毎月分割して返還いただいております。

続いて4点目について、未収金に対する滞納対策については、督促状や催告状の送付、分割納付等の納付相談、相続人の状況調査など、滞納対策に取り組んでいます。また一方で、そもそも返還金 자체を発生させないよう、生活保護費の適正受給への指導を含め、収入申告等の届出義務の説明、訪問による生活状況等の把握、課税調査による収入確認に引き続き取り組んでまいります。

○田中議長　子ども家庭課長。

○福田子ども家庭課長　井神議員のご質疑2点目と4点目についてお答えいたします。

まず2点目、収入未済額増額の要因についてですが、児童扶養手当返還金における収入未済額は、令和4年度が352万8,800円で、対前年度比139万9,460円の増額となります。収入未済額が増加した主な要因といたしましては、1名の方について、障害年金の遡及決定による156万9,660円の返還金が発生いたしましたが、返還金が発生したとき、既に返還金分を消費しており、一括での納付が困難となったことによるもので、納付誓約による分割納付により、既に返還いただいております。

次に4点目について、未収金に対する滞納対策については、督促状や催告状の送付、分割納付等の納付相談、児童扶養手当からの支払い調整など、滞納対策に取り組んでいます。

○田中議長　再質疑ありませんか。

井神慶久議員。

○井神議員　市税についての不納欠損に至るまでの具体的な対応というのは、どうになさっておりますか。

○田中議長　答弁願います。

税務課長。

○西岡税務課長 井神議員の再質疑についてお答えします。

具体的な対応といたしまして、滞納者に対し、自宅捜索を含め、徹底した財産の調査を行い、発見に至れば、預貯金、給与、動産、不動産、生命保険等の差押えを実施し、換価後も滞納が残り、ほかに処分する財産がない場合、ケースにより、和歌山県地方税回収機構への移管、滞納に至らず返却され、再度市が調査を行い、処分財産がない場合、生活保護受給中、または同様の生活状況の場合、所在不明の場合は、執行停止処分を実施し、状況が改善されない場合、既に本人死亡で相続人がいない、または放棄、会社が倒産している等、徴収できないことが明らかである場合、最終的に不納欠損処理を行います。

また、時効管理につきましても、基幹系納税システムによる管理に加え、職員のスキルアップを図るとともに、継続的な財産調査と滞納処分を行い、時効の更新や時効の完成猶予を適切に実施するなど、不作為による不納欠損とならないよう、徹底した時効管理に努めております。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 これで、ネット岩出、井神慶久議員の質疑を終わります。

2番目、公明党議員団、玉田隆紀議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員、議案第60号の質疑をお願いいたします。

○玉田議員 おはようございます。

議案第60号 令和4年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について、3点お聞きしたいと思います。

まず1点目に、2款1項4目そうへいちゃん啓発事業で、PRや地域活性化等を目的に、イメージキャラクターの使用料を無料としたとあるが、啓発用品以外にイメージキャラクターを使用した企業商品はあるのか、まず1点お聞きします。

2点目に、2款1項4目広報事業についてですが、行政情報を広報紙、ラジオ、また地上デジタル放送、SNS等を使用し、迅速かつ正確に市民に周知することを目的・概要とありますが、SNSは、ユーチューブ、フェイスブックによる情報発信だけなのか、それとも若者に人気があるX、旧ツイッターですが、またインスタグラムも活用しているのか、お聞きしたいと思います。

3点目に、4款1項2目予防接種事業ですが、予診のみの方が41人とあるが、そ

の理由についてお聞かせください。

○田中議長 答弁願います。

市長公室次長。

○西浦市長公室次長 玉田議員のご質疑、1点目についてお答えします。

令和4年度のイメージキャラクター使用数は69件、うち6月24日の改正後は45件です。企業や団体からの使用申請につきましては7件で、商品化されたものはありません。

続きまして、2点目のご質疑についてお答えします。

本市では、ユーチューブ、フェイスブック、ラインの3種類のSNSを活用しています。Xやインスタグラムなどの新たなSNS活用につきましては、利用者の年齢層や用途など、それぞれのメリット・デメリットがあり、それらの特性に合わせた効果的な投稿、活用方法の検討や、運営側の仕様変更の動向、また既存のSNS等との連携を容易に構築できるかなどを含め、関係部署と検討してまいります。今後も媒体の特性を生かし、迅速かつ適正な情報発信に努めてまいります。

○田中議長 こども家庭センター長。

○塩中こども家庭センター長 玉田議員ご質疑の3点目の予防接種事業の予診のみの方が41人あるが、その理由についてですが、予診のみとは、医師の診察を受けて予防接種を接種するのを見合せとなつたものです。41人の内訳は、発熱が27人、風邪症状が7人、ステロイド剤の使用が3人、蕁麻疹が2人、嘔吐が1人、コロナ既往疑いが1人となっています。なお、見合せとなつた児については、後日、体調のよいときに予防接種を接種しております。

○田中議長 再質疑ありませんか。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 イメージキャラクターについてですが、先ほど答弁の中で、フェイスブック等、インスタグラム等、様々なメリットやデメリットがあるということでしたが、具体的なメリットやデメリットについてお聞かせください。

○田中議長 答弁願います。

市長公室次長。

○西浦市長公室次長 玉田議員の再質疑についてお答えいたします。

Xやインスタグラムにつきましては、即効性が非常に高く、緊急時に有効な手段であること、またフェイスブックに比べ、利用者の年齢層が若いことも認識しております。Xの活用については、140文字の字数制限があること、悪質な内容でのま

情報の取扱いが問題になっていることも懸念しています。インスタグラムは、写真や動画を基本としたサービスだと認識しており、文字でのお知らせが多い現在の行政情報では、魅力がない印象を抱かれてしまうおそれがあります。一方、フェイスブックは、基本的に実名利用であることや、イベント情報の写真や文字情報を多く掲載できることから、主に市のイメージアップを図る媒体として活用しています。スマートフォンの利用者が増加する中、SNSは今後の情報発信において大きな役割を担う媒体です。今後、SNSの発信強化に取り組むよう検討してまいります。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 これで、公明党議員団、玉田隆紀議員の質疑を終わります。

3番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第60号の質疑をお願いいたします。

○増田議員 議案第60号について、大きく5つの点でお聞きをしたいと思います。

まず1点目は、今回、財政調整基金に4億3,000万円が支出をされてきています。この年においては、コロナ禍における大きな状況というものが続いているという中で、コロナ禍における有効活用面、これについてはどのような市として議論がされてきたのかという点、この点をまずお聞きをしたいと思います。

2点目は、基金に総合庁舎建設基金というところに、新たに1億円を積み上げてきているわけなんですが、現時点における庁舎建設という点についての今後の方向性というものを市としてはどう見ているのかという点、この点お聞きをしたいと思います。

3点目は、ごみの減量化、この点については、平成28年度では1人1日907グラムという状況となっています。昨年度においては、28年度と比べて907から929グラムと増えているという状況で、まさに減量効果というものが進まない状況となっています。今後の減量化対策への対応面、これについては市としてどう取り組むのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

4点目として、岩出市においては、県下一若いまちという状況で、こういう点においては、子供たちに対する施策の推進というものが必要となってきています。その点で、まず1点目として、子育て支援面については、児童福祉費に各種事業が記載されていますけれども、市として促進面、その点についてはどう図られてきたと認識をしているのかという点。

2点目においては、母子保健事業、ここにおいても母子保健事業関係の各事業の推進、この点においてはどう図られてきたのかと認識を持っているのか、お聞きをしたいと思います。

最後に5点目として、GIGAスクール構想、この推進がされてきているわけなんですが、学校現場での対応面、この点について、学校現場における問題点、これをどう把握し、改善策、この点についてはどのように行ってきたのかと。9款2項2目と9款3項2目、この点について、学校関係における対応面、この点についてお聞きをしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

財務課長。

○川端財務課長 増田議員のご質疑の1点目、2点目について、一括でお答えいたします。

財政調整基金については、地方財政法第7条第1項の規定により、令和3年度繰越金の2分の1を下らない金額を積み立てたこと、また財政運営の軸を健全財政の堅持とし、全庁的にコスト意識を持ち、事業を執行したことにより生じた不用額等を令和5年度以降の電力、ガス、食料品等、価格高騰対策や財源調整のほか、現在、市が進めているクリーンセンターの基幹改良事業、送水管整備事業、下水道整備事業にかかる事業費総額は約280億円、国庫補助金を除く負担額は約190億円と見込まれていることから、将来に向けての財源として活用するために積み立てを行ったものでございます。なお、積み立てるだけではなく、令和4年度中における新型コロナウイルス感染症等への対応や財源調整のため、財政調整基金を3億3,722万2,000円を取り崩しております。

次に、総合庁舎建設基金への積立てについては、現時点では建て替えや大規模改修等の計画はございませんが、市役所本庁舎の老朽化が進んでいることを勘案し、将来的な建て替え、もしくは大規模改修を見据え、積立てを行ったものでございます。

○田中議長 生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 増田議員ご質疑の3番目についてお答えいたします。

ごみ減量化の令和4年度実績といたしましては、全体で平成28年度と比較して2.5%の増量しており、家庭系ごみでは平成28年度と比較して1.8%減量しておりますが、事業系ごみでは15%の増量となっております。

ごみ增量の要因といたしましては、事業店舗数の増加や経済活動に伴う事業系ご

みの増加、またコロナ禍における粗大ごみの持込み等が増加したことが要因であると考えられ、それぞれの現状に応じた減量対策が必要でございます。

今後は一般廃棄物処理基本計画に掲げた達成目標を見据え、家庭系ごみについては、これまで取り組んできた小学校環境出前講座やリサイクル工房などにより、市民に見える啓発に継続して取り組みます。また、事業系ごみのうち事務系では、紙類の使用量抑制や再生利用を中心に、また店舗系では、店頭回収や包装紙の簡素化を中心に、訪問指導により実態に応じた減量対策の推進に努めてまいります。

なお、事業系ごみについては、新たな事業所の出店や業種の状況など、経済状況等に見合った目標等への見直しも含め、取り組んでまいります。

○田中議長 こども家庭センター長。

○塩中こども家庭センター長 増田議員ご質疑の4番目の1点目、3款2項児童福祉の各種事業の促進はどう図られたかの認識についてですが、令和4年度における児童福祉分野の主な事業としては、まず1目地域子ども・子育て支援事業費では、地域子育て支援センターを拠点として、遊びの広場事業等を実施し、地域の子育て支援に努めました。

2目児童教育保育費では、公立保育所において、ＩＣＴを用いたデジタル化の推進を図り、新たに登降園管理の実施を開始するなど、利用者の利便性に努めました。

3目児童福祉施設費では、公立保育所の水道の全自動化等、保育環境の整備に努めました。

9目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し特別給付金を支給し、経済的負担の軽減に努めました。

以上のように、様々な子育て支援施策を実施することを通じて、児童福祉の促進が図られたものと認識しております。

2点目、母子保健事業について、4款1項4目母子保健事業費の各種事業の促進はどう図られたと認識しているかについてですが、令和4年度は子育て世帯包括支援センターを設置し、4年目となりました。妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援の施策ということで、妊娠期からの支援により重点を置き、事業を実施してまいりました。母子手帳交付時から、助産師、保健師の専門職が出産までの妊婦全員に面談をし、また赤ちゃん訪問も生後2か月までに全数関わることで、より身近に相談できるところとなり、出産や育児に対する不安や悩みの軽減が図られていると認識しています。

○田中議長 教育総務課長。

○赤井教育総務課長 増田議員ご質疑の5点目、9款2項2目、9款3項2目について、一括してお答えいたします。

学校現場の問題点の把握のため、各小中学校のＩＣＴ担当者で構成する教育情報化推進委員会議を定期的に開催し、学校間の情報交換や各校の取組から見える問題点の共有を行ってきました。その中で、使用頻度が上がるにつれ、児童生徒用の端末の充電が不足するという課題が出てきました。一度に大量の端末を充電することによりブレーカーが落ちるといったトラブル等を避けるため、あらかじめ充電時間を振り分ける設定をしておりましたが、充電時間を費やして対応しているところです。

次に、G I G Aスクール構想の1つである1人1台端末を生かしたロイロノートのログイン状況から把握した児童生徒及び教員の活用頻度では、令和4年度の小学校における児童の活用頻度は51.8%、教員の活用頻度は46.6%、中学校における生徒の活用頻度は32%、教員の活用頻度は22.1%となっており、特に中学校における生徒及び教員への改善策として、校長会での啓発や研修を行った結果、現在では中学校の活用率も向上しております。

また、G I G Aスクール構想の実現は、学校の教職員の働き方改革にもつながっております、児童生徒の通知表の作成業務や出席簿の管理、教材の共有化により、教材作成時間の短縮などが図られています。なお、児童生徒のアカウントの管理についても、当初現場の負担になっていたことから、校務支援システムのデータを活用して、アカウント更新作業ができるようにし、年度当初の現場負担の軽減を図っております。

○田中議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 1点目の部分においては、コロナ禍においては、各自治体、いろんな形で自治体の住民に対して、いろんな施策を行ってきてています。こういう点においては、岩出市として、こういうような市民に対して実施する施策、これについての、先ほども通知したんですが、議論ですね、そういう点では岩出市で議論されてきた実施項目、こういうことをやってはどうかというような実施項目という部分では、どのようなものが議論されてきたんでしょうか。どのような項目があったのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

それと、ごみの減量化面においては、今もお答えありましたけれども、一般家庭

ごみ、これについては一定の前進があったんだということだと思います。しかし、懸念されるのは、事業系ごみの増加という点、そうでなくとも、今、岩出市においては、この間、大手の電気店、また今度は、たしか10月ぐらいから市役所周辺のところに、大手のスーパーというものが開店するというような状況なんかが生まれてきています。こういう点においては、こうした大型、要するに事業系ごみの減量化、これをどう図っていけるかというのが課題だと思います。こういう点においては、市としての事業系、これについての指導面、指導面も含めて、そういう事業所を本当に減らしていくという、そういう点についての本気度が問われているという状況が生まれてきていると思うんですが、この点について市の対応、今後どうしていくのかという点、改めてお聞きをしたと思います。

最後に、学校現場の問題です。今、G I G Aスクール構想をはじめとして、国が進める、そういう方向の中で、今、学校現場における教職員の過重労働という、多忙化というものが今盛んに言われてきています。こういう点においては、岩出市としての学校現場の実態、こういうものについては、実態調査というものはどのようにされてきているのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

財務課長。

○川端財務課長 コロナ禍における、どういう検討をしてきたかという話でございましたけれども、今年度の補正も行いましたが、困っている市民に広く行き渡るような施策、特定の人だけではなくというところを重点的に検討されたところでございまして、例えば、水道料金の基本料金の減免であったり、学校給食の保護者の負担軽減であったり、また市民生活の応援事業と子育て支援などを検討した上で、議会の皆さんにご審議いただいた予算をつけていただいたと思っております。

○田中議長 生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 事業系ごみの減量化の取組についてでございますが、先ほども申しましたとおり、事務系では紙類の使用量抑制や再生利用、あと店舗系では、店頭回収や包装紙の簡素化というところを訪問指導して、徹底してやっていただくということを申していきたいと考えております。

増田議員、先ほどおっしゃったとおり、大型の新店舗につきましても、店舗開始時から訪問指導することによって、ごみ減量化を訴えていきたいと考えてございます。

○田中議長 教育総務課長。

○赤井教育総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

G I G Aスクール構想における教員職員の勤務実態の把握ということについてなんですけども、毎月定例的に勤務実態というものは報告をいただいております。その中で、特に繁忙期の勤務実態についても調査をしておりまして、I C Tで労働時間が増えたのではないかということもあるんですけども、その辺の実態については、I C T、国が示している施策を進めている中で、勤務実態の縮減に取り組んでいるところであります。それについては指導主事が各学校を回って、勤務実態のほうを把握した上で、改善点等を指導して行っております。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、議案第60号から議案第66号までの議案7件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第60号から議案第66号までの議案7件につきましては、委員会条例第6条の規定により、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号から議案第66号までの議案7件につきましては、委員会条例第6条の規定により、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました議案第60号から議案第66号までの議案7件の審査につきましては、閉会中の継続審査とし、次の定例会の告示日までに審査が終わるよう期限をつけることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号から議案第66号までの議案7件の審査につきましては、閉会中の継続審査とし、次の定例会の告示日までに審査が終わるよう期限をつけることに決しました。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会での審査につきましては、地方自治法第98条第1項の規定により、歳入金整理簿、歳出金整理簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲を併せて行う権限を決算審査特別委員会に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会での審査につきましては、地方自治法第98条第1項の規定により、歳入金整理簿、歳出金整理簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲を併せて行う権限を決算審査特別委員会に委任することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、議長において指名いたしたいと思います。

それでは、委員会条例第8条第1項の規定により、決算審査特別委員に、福山晴美議員、井神慶久議員、奥田富代子議員、尾和正之議員、牛本勧曜議員、大上正春議員、三栖慎太郎議員、増田浩二議員、以上8名を指名いたします。

ただいま選任いたしました委員の皆様に通知いたします。本日、決算審査特別委員会の招集をいたしますので、委員会室において正副委員長の互選をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

午前10時30分から再開いたします。

|    |          |
|----|----------|
| 休憩 | (10時15分) |
| 再開 | (10時28分) |

○田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第67号 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度岩出市水道事業会計補正予算第2号）～

日程第15 議案第73号 市道路線の認定について

○田中議長 日程第9 議案第67号 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度岩出市水道事業会計補正予算第2号）の件から日程第15 議案第73号 市道路線の認定の件までの議案7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとと

もに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願ひいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願ひいたします。

1番目、ネット岩出、井神慶久議員、質疑時間60分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願ひいたします。

井神慶久議員、議案第67号の質疑をお願ひいたします。

○井神議員 議案第67号 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度岩出市水道事業会計補正予算第2号）について、2点お伺ひいたします。

まず第1点目、提案理由の説明では、第3配水池の場内整備に係る費用の補正ということですが、6月30日に専決処分を行っております。その理由についてお伺ひいたします。

2点目として、議案事前説明会では、排水構造物、境界フェンスの設置及び送配水管の移設等、場内整備に係る工事請負費ということですが、具体的にどのような工事をなさるのか、お伺ひいたします。

○田中議長 答弁願います。

上水道工務課長。

○黒井上水道工務課長 井神議員のご質疑にお答えいたします。

1点目、6月30日で専決処分を行っているが、その理由は、についてですが、第3配水池用地は、根来公園墓地北側の小高い山林の頂上部にあり、豪雨などによる土砂崩れが予想される区域となっています。また、隣接地は、3月議会において決議された産業廃棄物処理施設設置に反対する都市宣言に係る産業廃棄物処理施設としての計画があった場所で、のり面掘削と地形の改変が進められています。このため、配水池地盤の緩みや崖崩れ等の防災対策を早急に実施、水道水の安定供給を図るために、専決処分としたものです。

2点目、具体的にどのような工事を実施するのか、についてですが、第3配水池におきまして、防災対策としてのU型側溝等による排水構造物の整備、土間コンクリートの打設及び境界フェンスの更新を行う場内側溝整備工事を実施します。また、整備に際して支障となる既設配管の移設、更新を行う場内配管布設替え工事を実施します。併せて、既設配管に設置されている流量計の更新を行う配水流量計更新工事を実施します。

○田中議長 再質疑ありませんか。

井神慶久議員。

○井神議員 今回の根来の第3配水池についての整備ですが、ほかの配水池の安全性は確保されていますか。

以上です。

○田中議長 答弁願います。

上水道工務課長。

○黒井上水道工務課長 井神議員の再質疑にお答えいたします。

ほかの配水池の安全性は確保されているか、についてですが、タンク等の施設については定期的に専門的な点検を、また敷地等の状況については日常的に目視点検を実施しており、異常が見られた場合は迅速に対応いたします。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 これで、ネット岩出、井神慶久議員の質疑を終わります。

2番目、公明党議員団、玉田隆紀議員、質疑時間50分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員、議案第68号の質疑をお願いいたします。

○玉田議員 議案第68号 いわで御殿設置及び管理条例の一部改正について、3点についてお伺いしたいと思います。

まず1点目、公衆浴場を廃止することですが、公衆浴場の令和4年度の利用者数は何名ですか。また、1日平均の人数は何名か、お伺いします。

2点目に、利用者の状況について把握しているのか、お伺いしたいと思います。

次に3点目として、いわで御殿は令和4年5月から浴場をオープンしたと思うますが、事前説明では、入浴設備の老朽化及び利用者の減少のため公衆浴場事業を廃止するとのことでありますが、廃止することになった経緯をお聞かせください。

○田中議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 玉田議員の質疑にお答えいたします。

1点目、公衆浴場の令和4年度の利用者数は700人で、1日平均利用者数は3.5人となっております。

続いて2点目、利用者の状況につきましては、指定管理者において利用者に聞き取り等を行ってもらいましたが、地元の常連客などは見当たらず、固定の利用客もないとのことでした。

続いて3点目、公衆浴場廃止の経緯につきましては、いわで御殿は、令和3年4

月から株式会社メディカル・ギア・エクウェイプメントを指定管理者として運営を開始し、令和4年5月23日から温泉入浴施設として公衆浴場事業を実施してきましたが、コロナの影響等もあり、利用者が伸び悩んでおりました。そこで、指定管理者は利用者増加のため、タウン誌への掲載や、12月から2か月間お試しキャンペーンとして利用料金を下げたり、温泉水無料プレゼントなど利用者増加の取組に努めました。その結果、利用者は月50人程度から月150人から160人程度に増加したもの、ボイラーの老朽化により温度がぬるくなるなど、お風呂の温度が安定しない日もあり、固定客獲得には至りませんでした。

その後、今年の2月下旬、ボイラーの不安定に加え、配管の腐食による水漏れやろ過器の故障などが相次ぎ、修繕を試みるもの取替えを考えざるを得ない状況となり、取替えには配管とろ過器だけでも2,000万円以上必要とのことでした。

公衆浴場事業について検討を重ねた結果、多額の費用を要して機器を取り替えたとしても、多くの利用は見込めず、常時利用している方もいないことから、公衆浴場事業を断念し、施設の目的を見直した形で有効活用することとしたものです。

○田中議長 再質疑ありませんか。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 廃止後の浴場はどのように、今後利用していく計画があるのか、1点。

そしてまた、施設の目的を見直すことで有効活用することですが、改正後の目的は、急速に進む高齢化に対応し、市民が住み慣れた地域で生き生きと健康に暮らすことができるよう、市民の生きがいづくり、健康づくりに寄与することとなっていますが、そこで生きがいづくりと健康づくりに寄与する施設に見直すことで、今後どのような計画をなされていくのか、お伺いいたします。

○田中議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 玉田議員の再質疑にお答えします。

廃止後の浴場の利用、それから施設の目的の見直し後の計画についてであります  
が、現在、団塊の世代の方が75歳に到達し、後期高齢者になるなど、急速に高齢化  
が進んでいます。本市の令和4年3月末の要介護認定の年齢別状況は、75から79歳  
の認定率は12.2%ですが、85から89歳では52.7%で半分以上の方が認定を受けてい  
る状況です。

今後10年で団塊の世代の方が85歳に達する、このような状況を踏まえ、元気なう  
ちから介護予防、健康づくりに取り組むことが重要であり、施設の目的を見直すこ

とで、多くの高齢者等の利用も見込まれます。このことから、廃止後の浴場の利用も含め、市民の生きがいづくりと健康づくりに寄与する施設として、市民の介護予防、健康づくりに関する事業を実施する計画としています。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 続きまして、議案第73号の質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 続いて、議案第73号 市道路線の認定について、3点ほどお伺いしたいと思います。

まず1点目、中迫38号線ですが、この箇所はフォレストモールの敷地の道だと思うのですが、今回なぜ市道認定するのか、お伺いいたします。

次に2点目、フォレストモール内にはたくさん道路がありますが、なぜこの区間だけ認定するのか、お伺いいたします。

次に3点目、中島51号線は公共下水道に接続しているのか、お伺いいたします。

○田中議長 答弁願います。

土木課長。

○金川土木課長 玉田議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目、中迫38号線を市道認定する理由についてですが、今回の開発地域は、市の商業施設の1つの核として、適切な土地利用となるよう進めていたことから、今後の交差点における安全性や利便性が損なわれることのないよう、また、住民サービスにつながると判断したため、認定するものです。

次に2点目、市道認定の区間につきましては、道路構造令に基づき、交差点での右折帯設置に必要な区間を認定するものです。

次に3点目、中島51号線は公共下水道に接続しております。

○田中議長 再質疑ありませんか。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 中島51号線ですが、公共下水道に接続しているとのことですが、この地区的下水道整備は完了していると思うのですが、市がこれを埋設工事をしたのか、それとも開発業者が工事をされたのか、お伺いいたします。

○田中議長 答弁願います。

土木課長。

○金川土木課長 玉田議員の再質疑にお答えいたします。

開発時の協議において、前面道路、市道中島28号線約25メートルも含め、開発事業者において埋設工事を行っています。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 これで、公明党議員団、玉田隆紀議員の質疑を終わります。

3番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第68号の質疑をお願いいたします。

○増田議員 議案第68号 いわで御殿設置及び管理条例の一部改正について、お聞きをしたいと思います。

若干、玉田議員の中とも重なる部分もあるのかなと思いますが、私なりの質疑をさせていただきたいと思います。今、玉田議員の中で、利用者数についてという部分についてはお答えをいただきました。この間、いわで御殿、入浴料の値上げというものが行われていますけれども、この入浴料の値上げ後の入浴利用者数、この推移というのがどういうような状況だったのかという点、お聞きをしたいと思います。

2点目は、条例の第1条において急速に進む高齢化に対応しというような文言、改定があるわけなんですが、これまでのいわで御殿の役割という点についてはどう変化をしていくのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

3点目は、今後、市民が利用できる、そういう場所ですね、公衆浴場の廃止で事業所の施設というふうになったような感もするんですが、今後、いわで御殿、市民が利用できる場所というのがどこが残るような形になるのか、この点をお聞きをしたいと思います。

先ほど、玉田議員の中では健康事業なんかも実施していくんだということを言われていたんですが、それについては、要するに市が管轄して、そういうような事業を実施していくのかなというふうには感じるところもあるんですが、今後、市としての活用場所、これがどこが残るのかという点、この点お聞きをしたいと思います。

それと、公衆浴場廃止という点において、地域住民、特に地元の地域への説明、また市民に対する説明というのは、どういうふうに市として対応していくのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

まず 1 点目、入浴料値上げ後の入浴利用者数の推移につきましては、指定管理実施前の平成30年度の利用者数は5,899人、令和元年度は6,195人、温泉入浴施設として実施した令和4年度はコロナや故障の影響等もあり、利用者数は700人となっております。

次に 2 点目、これまでのいわで御殿の役割はどう変化するのかにつきましては、これまで市民の潤いと安らぎを持つことができる施設として公衆浴場事業を実施していましたが、今後は市民の生きがいづくりと健康づくりに寄与することを目的とした役割となり、市民の介護予防、健康づくりに関する事業を実施する予定としております。

続いて 3 点目、今後、市民が利用できる場所はどこが残るようになるか、につきましては、1階の玄関入って左右の部屋は市民の交流や集いの場等として、2階の部分はデイサービスとして、市民の利用を想定しております。

続いて 4 点目、地元地域への説明についてですが、入浴者の大幅な減少や入浴利用者には地元の常連の利用者がいないこと、また岩出市内には別に入浴施設が複数があり、浴場を廃止しても特に問題がないと思われることから、地元地域への説明は行う予定はありません。また、故障により3月から浴場を休止しておりますが、現在まで再開の要望や苦情等は寄せられておりません。

○ 田中議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○ 増田議員 1 点目なんですが、通告では、入浴料を値上げしたその後の利用者数というのをお聞きしたんですが、今の答弁では、この間の30年度とか、そういう部分で言われたんで、入浴料をかなり大きな値上げでされた、その後の結果というんかな、入浴料上げた後の入浴者数というのが何名ぐらいだったのかと、月別ぐらいで何名ぐらいだったのかという点、改めてお聞きをしたいと思います。

それと 3 点目の部分なんですが、今のお話だったら、1階の部分については、交流の場という形で一般の市民の皆さんのが自由に入り出しができるような活用ができるのかなというふうに思うんですが。先ほど玉田議員のときに言われた、健康事業を実施していくということを言われたんやけども、その部分については1階の交流の場というんかな、そういうことと、以前は会議室みたいなところも利用されていたところもあるんやけども、そういうところも含めて、公衆浴場を廃止した場所、そういう部分で健康事業を実施するんだというんですが、市として、健康事業の中身というのは、現時点でおられるような中身というのは、もし分かっていれば、

予定しているようなことを考えておられることがあるんであれば、ちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

以上です。

○田中議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 増田議員の再質疑にお答えします。

入浴料を上げた後の人数というのは、温泉入浴施設として実施したときになりますので、年間の利用者については、令和元年度は6,195人、温泉入浴施設として値段を上げた後は、年間700人という結果で、月大体70人ぐらいの利用となっております。

それから、2つ目の1階のその部分とかで、現時点で市が考えている事業についてなんですけども、高齢者の居場所、そういうものの設置やフレイル予防のための筋トレマシーンの設置、そういうことを想定しております。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 1点だけ、ちょっと確認だけしたいんですが、入浴料を300円から倍近く値上げしたというのは、つい最近じゃなかったんでしょうか。私聞きたかったのは、入浴料を値上げして、やっぱりそれまで、値上げするときなんかも含めてなんですが、そういうことはやめてほしいという声なんかも届いてきたんで、実際には、そういった方の状況がどういうふうに変わってきたのかなということを確認したかったので、この質疑を出させていただいたんですが、そういう点で言うと、先ほどの人数で、この間、一番最初30年度からと言われてたんやけど、30年度は料金の値上げしてなかったはずなんで、料金を上げた後の利用者数というんだけ、ちょっと改めてどうだったのかというんだけ、再度ちょっと確認だけしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 増田議員の再々質疑にお答えします。

いわで御殿のほうは、令和4年5月23日から公衆浴場のほう、開けておりますので、そのときから入浴料が700円になったということでござります。人数については、先ほど答弁したとおり、700人になりましたということです。

○田中議長 続きまして、議案第70号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第70号 令和5年度岩出市一般会計補正予算で、3点お聞きをしたいと思います。

この中では、保健福祉センターにおいてプレハブ対応が必要だということなんですが、市として保健福祉センターでプレハブ対応がどうして必要になったのかという点、この点をまずお聞きしたいと思います。

そして、今度、プレハブ設置については、シルバー人材センターの方が使う予定だということなんですが、プレハブを設置する予定場所というのは、敷地内のどこに設置をする予定なのかという点、この点お聞きしたいと思います。

それと3点目は、学校給食の関係なんですが、高圧ケーブルの交換が必要なんだという説明でございました。高圧ケーブルを交換しなければならない理由と、そして高圧ケーブルというのが、どの辺のところに使われているのかということも含めて、学校給食を作る上での影響面というのはないのかどうか、この点をお聞きをしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

こども家庭センター長。

○塩中こども家庭センター長 増田議員ご質疑の1点目、プレハブ対応の必要性についてですが、本年4月に設置したこども家庭センターにおいて、令和6年度から、産後ケア事業の充実を図るため、新たに母乳ケア事業を実施予定としております。しかし、本年4月の組織再編に伴い、こども家庭センター内に児童虐待などを扱う家庭支援係が加わったこと也有って、現在の総合保健福祉センター内には新規事業実施に必要なスペースが確保できない状況となりました。

そこで、今年度中に、中庭に新しい事務所用のプレハブを建設し、令和6年度から公益社団法人岩出市シルバー人材センター事務局をこのプレハブに移転し、現在、子供の各種健診や相談事業に使用しているスペースに隣接しているシルバー人材センター事務局の部分をこども家庭センターの新規事業スペースとして活用し、さらなる子育て支援の充実を図ることとしたものです。

2点目のプレハブ設置場所についてですが、保健福祉センター南側中庭に建設する予定です。

○田中議長 教育総務課長。

○赤井教育総務課長 増田議員のご質疑の3点目についてお答えいたします。

高圧ケーブルの設置場所についてですが、電柱からキュービクル、受電設備まで引き込むケーブルのことを指します。それについて、関西電気保安協会による令和

5年度定期点検において、高圧ケーブル絶縁診断の結果、不良との指摘を受けました。現状、高圧ケーブルの絶縁抵抗値が下がっており、火災、感電、停電等の事故のおそれがあるため取替え工事を行うものです。工事中は停電状態となるため、学校給食に影響がないように、休日に行う予定としております。

○田中議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 プレハブ関係なんですが、今の説明では建物の南側の中庭に造るんだということでした。広さがどのぐらいの広さになるのか、ちょっと分からんのですが、今、福祉センターでふれあいまつりというのが、ずっとこの間されてきたと思うんですよ。そのときには、中庭の部分辺りのところに、各種の出店されている皆さんとか、その南側のほうにも幾つか出店されているような、そういう皆さんもあったと思うんですが、ふれあいまつりとの関係で、今後の対応面というんかな、多分出店なんかも場所を変えてせざる得やんというふうになると思うんですが、その辺は市としてどのように対応していくお考えなのかという点、これちょっとお聞きしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

子ども家庭課長。

○福田子ども家庭課長 増田議員の再質疑にお答えします。

市民ふれあいまつりとプレハブ建設との関係性なんですけども、市民ふれあいまつりについては、今年度も実施する予定で計画しております。ただ、プレハブが中庭に建つということで、若干なりとも事業の変更は必要かと思います。ただ、それにつきましては、11月に実行委員会を開催する予定ですので、そこで実行委員さんのご意見等を聞きながら、臨機応変に対応していきたいと考えております。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、議案第67号から議案第73号までの議案7件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第67号から議案第73号までの議案7件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～

○田中議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を9月29日金曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を9月29日金曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時02分)

# 議会定例會議録

令和5年9月29日

岩出市議会

## 議事日程（第3号）

令和5年9月29日

|       |                                                            |
|-------|------------------------------------------------------------|
| 開 議   | 午前9時30分                                                    |
| 日程第1  | 諸般の報告                                                      |
| 日程第2  | 議案第67号 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和5年度岩出市水道事業会計補正予算第2号)        |
| 日程第3  | 議案第68号 いわで御殿設置及び管理条例の一部改正について                              |
| 日程第4  | 議案第69号 岩出市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例の制定について                |
| 日程第5  | 議案第70号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第3号）                               |
| 日程第6  | 議案第71号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                         |
| 日程第7  | 議案第72号 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）                           |
| 日程第8  | 議案第73号 市道路線の認定について                                         |
| 日程第9  | 請願第1号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める請願書 |
| 日程第10 | 請願第2号 岩出市として、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書               |
| 日程第11 | 議案第74号 岩出市教育委員会教育長の任命について                                  |
| 日程第12 | 議案第75号 岩出市教育委員会委員の任命について                                   |
| 日程第13 | 議案第76号 岩出市農業委員会委員の任命について                                   |
| 日程第14 | 議案第77号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任について                             |
| 日程第15 | 議員派遣について                                                   |
| 日程第16 | 委員会の閉会中の継続調査申出について                                         |

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第67号から議案第73号までの議案7件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、請願第1号及び請願第2号につきましては、付託した各常任委員会の請願審査報告、請願審査報告に対する質疑、討論、採決、議案第74号から議案第77号までの追加議案4件につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件及び委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

～～～～～～～～～〇～～～～～～～～

#### 日程第1 諸般の報告

○田中議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として追加の出席者の職、氏名は配付の写しのとおりであります。

次に、9月21日の本会議終了後、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行い、委員長に伊藤勧曜委員、副委員長に奥田富代子委員が選出されました。

次に、本日の会議に市長から提出のありました議案は、配付のとおり、議案第74号から議案第77号までの議案4件であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～〇～～～～～～～～

#### 日程第2 議案第67号 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度岩出市水道事業会計補正予算第2号）～

#### 日程第8 議案第73号 市道路線の認定について

○田中議長 日程第2 議案第67号 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度岩出市水道事業会計補正予算第2号）の件から日程第8 議案第73号 市道路線の認定の件までの議案7件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案7件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員長、福岡進二議員、演壇でお願いいたします。

○福岡議員 おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

9月21日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第67号 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度岩出市水道事業会計補正予算第2号）の外、議案2件です。

当委員会は、9月25日月曜日、午前9時30分から開催し、総務部門、建設部門の順に審査を実施しました。

議案第67号 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度岩出市水道事業会計補正予算第2号）、議案第70号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第3号）所管部分、議案第73号 市道路線の認定の件、以上3議案、いずれも討論なく、全会一致で、議案第67号は承認、議案第70号の所管部分は可決、議案第73号は認定しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第67号 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度岩出市水道事業会計補正予算第2号）では、工事請負費を増額補正しているが具体的な内容は。当初の予定工事とは違う内容なのか。第3配水池以外に今後改善が必要と考えられる地点は。について。

議案第70号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第3号）所管部分では、マイナンバーカード交付事業についてトラブル等に対する市の認識は。トラブルに対する今後の取組は。マイナンバーカードの医療関係の実態把握は。会計年度任用職員報酬について必要理由は。について。

議案第73号 市道路線の認定の件では、中迫38号線を認定する理由は。道路を所有していたのは誰か。境界線はどこか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○田中議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員長、奥田富代子議員、演壇でお願いします。

○奥田議員 おはようございます。

厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

9月21日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第68号 いわで御殿設置及び管理条例の一部改正の外、議案4件です。

当委員会は、9月26日火曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の順に審査を実施しました。

議案第68号 いわで御殿設置及び管理条例の一部改正について、議案第69号 岩出市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例の制定について、議案第70号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第3号）所管部分、議案第71号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第72号 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上5議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第68号、議案第69号、議案第70号の所管部分、議案第71号及び議案第72号は可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第68号 いわで御殿設置及び管理条例の一部改正の件では、公衆浴場廃止後の具体的な施策についての想定は。今後、運動器具を設置する場合の設置者は。また廃止する公衆浴場の利用方法は。現在の指定管理者との調整は。について。

議案第69号 岩出市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例の制定の件では、条例案第2条第5号における関係地域の設定及び設定方法は。また、市民の意見の反映方法は。環境を守る審議会の意見を聴取することであるが、審議会の構成員は。産業廃棄物処理施設設置の許可権者は。について。

議案第70号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第3号）所管部分では、保健福祉センター運営費の工事請負費について、プレハブの設置は永久的か一時的か、どちらか。保健福祉センター運営費の工事請負費について、シルバー人材センターが移設となり行政財産使用料が増額となるが、サービスの提供料金に転嫁されることはないのか。学校給食運営費の工事請負費について、工事期間はどの程度見込んでいるのか。について。

議案第71号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）では、質疑はありませんでした。

議案第72号 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）では、質疑はありませんでした。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○田中議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

議案第67号 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度岩出市水道事業会計補正予算第2号）の件、議案第68号 いわで御殿設置及び管理条例の一部改正の件、議案第69号 岩出市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例の制定の件、議案第70号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第3号）の件、議案第71号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件、議案第72号 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）の件、議案第73号 市道路線の認定の件、以上議案7件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案7件に対する討論を終結いたします。

議案第67号から議案第73号までの議案7件を一括して採決いたします。

この議案7件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は、原案のとおり承認、議案第68号から議案第72号までの議案5件は、原案のとおり可決、議案第73号は、原案のとおり認定されました。

～～～～～～～～～～～～

日程第9 請願第1号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める請願書～

日程第10 請願第2号 岩出市として、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書

○田中議長 日程第9 請願第1号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める請願書の件及び日程第10 請願第2号 岩出市として、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書の件の請願2件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました請願2件に関し、請願審査報告書が提出されていますので、付託した各常任委員会の委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員長、福岡進二議員、演壇でお願いいたします。

○福岡議員 総務建設常任委員会での請願書の審査の経過と結果を報告いたします。

9月21日の会議において、当委員会に付託された請願は、請願第1号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める請願書です。

当委員会は、9月25日月曜日、午前9時30分から開催し、付託議案の審査に引き続いて、請願書の審査を行いました。紹介議員から、請願の趣旨及び請願理由について説明を受け、請願書に対する質疑を行い、討論の後、挙手による採決の結果、賛成者少数により不採択となりました。

以上が、委員会での請願書の審査の経過と結果です。

○田中議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員長、奥田富代子議員、演壇でお願いいたします。

○奥田議員 厚生文教常任委員会での請願書の審査の経過と結果を報告いたします。

9月21日の会議において、当委員会に付託された請願は、請願第2号 岩出市として、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書です。

当委員会は、9月26日火曜日、午前9時30分から開催し、付託議案の審査に引き続いて、請願書の審査を行いました。紹介議員から、請願の趣旨及び請願理由について説明を受け、請願書に対する質疑を行い、討論の後、挙手による採決の結果、賛成者少数により不採択となりました。

以上が、委員会での請願書の審査の経過と結果です。

○田中議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は、請願ごとに行います。

請願第1号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 おはようございます。

請願第1号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める請願書の採決に当たり、反対の立場から討論を行います。

まず、飛行に関して、普天間基地の飛行場から離発着する米軍機と米軍ヘリコプ

ターの飛行ルートは、日米の両政府間で場周経路を設定し、合意しているが、気象条件などのために場周経路外を飛ぶこともあると沖縄防衛局は説明しているとのことです。民家が隣接する普天間基地については、事故の危険性や騒音問題などから、移設についてこれまで様々な代替案が示され、結果、辺野古のキャンプ・シュワブへの移設で決着していますが、国と沖縄県が係争していた経過もあります。

次に、フッ素化合物（P F A S）についても、健康被害についてはまだ分かっていないことが多い、また日本では土壤の基準値が設定されていないとのことで、はっきりしていなることに賛成はしかねます。米軍基地に起因する問題は、一義的には国の問題であり、米軍基地があるのは沖縄県であります。請願の趣旨は十分に理解しますが、沖縄の基地問題は、岩出市議会が軽々に取り扱う内容ではないと考えます。

よって、日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める請願書につきましては、採択すべきでないと申し上げ、反対討論といたします。

○田中議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 請願第1号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める請願に賛成の立場で討論を行います。

団体のコドソラは、沖縄県宜野湾市在住の保護者によって結成されたグループです。今、全国の自治体に請願、陳情への取組を行っています。2017年12月に起きた保育園、小学校への米軍機からの落下物事故をきっかけに、子供が通う学びの場が危険にさらされていることを再認識し、これまでにも、沖縄県や宜野湾市、沖縄防衛局、外務省沖縄事務所、在沖米国領事館などにも訴えてきています。

事故から4年が経過する中で、今度は沖縄米軍基地周辺で有機フッ素化合物（P F A S）による水の汚染が問題となっていました。子供たちの通う保育園や小学校の上で米軍機による危険な訓練を行わないでほしい。空の安全に加え、水や土の安全も脅かされ、憲法に保障される生存権が守られない状況に終止符を打ってほしい。これが切なる保護者の皆さんのが願いです。

どこに住んでいても子供が安全・安心に過ごせるようにするために、沖縄だけの問題とするのではなく、自分のまちのことと捉え、当たり前のルールを守ってもらうこと、県だけでなく、日本政府の責任において調査を行うことは当然の訴えで

はないでしょうか。

1点目の学校上空、普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園の飛行禁止について。

日米両政府は、普天間飛行場周辺で、学校や病院などの上空を避ける場周経路の設定で合意しています。ところが、場周経路を外れた飛行が常態化している実態があります。ルールが守られてないということです。履行させるためにも、政府に意見書を提出することは重要なことです。

2点目は、土壤調査、P F A S汚染特定箇所の土壤の入替えについて。

日本では土壤汚染の基準値はありません。しかし、有機フッ素化合物について、令和2年5月に、環境省が暫定指針値として1リットル当たり50ナノグラムが設定されました。基準値が設定されたのは、胎児や子供の成長に悪影響を及ぼすことが分かってきたためです。

沖縄県の調査で、普天間飛行場周辺の湧き水等から、暫定指針値を超過する高濃度の有機フッ素化合物が検出されています。アメリカでは地下水を汚染する可能性がある値1キログラム当たり38ナノグラムの基準値が設定されており、2022年8月の土壤調査によって、普天間第二小学校の敷地の一部から、アメリカ基準の29倍に達する有機フッ素化合物が検出されています。

反対者が言うように、健康被害についてはまだ分からぬとの意見もありますが、逆に言えば、よく分からぬからこそ、保護者は子供に何かあつたらと考えるもので。不安に思い、調査をしてほしい。アメリカの基準値より高い数値で出ているなら土壤を入れ替えてほしい。子供の教育の場、遊びの場でもある学校の安全を思うなら当然の意見です。日本の土壤基準の設定と今後の研究を早期に進めるためにも、国に意見書を上げることは必要です。

3点目は、これまでに請願者は何度も何度も政府に訴えてきてます。それでもなおルールを守られず、国の責任で調査も行われず、子供の命が守られるための改善が行われてきていねのが現状です。子供の命に関わる危険があるということを真剣に向き合い、こうした状況を前に進めるためにも、この請願を採択し、国に意見書を上げることが必要だと考えますので、この請願には賛成いたします。

○田中議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田中議長 以上で、請願第1号に対する討論を終結いたします。

請願第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○田中議長 起立少数であります。

よって、請願第1号は、不採択と決しました。

請願第2号 岩出市として、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 請願第2号 岩出市として、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書の採決に当たり、反対の立場から討論を行います。

岩出市では、障害者総合支援法に基づく障害者自立支援給付費の補装具費で補聴器の費用を支給しております。補装具費による補聴器購入助成は、身体障害者手帳の等級が一番低い6級を取得された方から対象となり、所得制限や購入基準額に上限はありますが、年齢に関わりなく助成を受けることができます。また、購入基準額の1割が自己負担となります。住民税非課税世帯や生活保護世帯については自己負担がなく、一定の所得水準の方に対する配慮もなされています。福祉施策は公平な制度の下に構築されることが基本であると考えますので、岩出市独自での制度創設は、岩出市の福祉施策全体のバランスを失すると思われ、また、市町村間で制度が異なるということは、平等性に欠けると考えます。

このようなことから、岩出市議会では、軽度・中等度難聴者の補聴器購入に対して、全国統一の公的支援制度を構築するよう要望する意見書を全会一致で可決し、令和3年9月に国に対して提出したものと考えております。

今後、少子化高齢化が進展し、人口が減少に向かうことが確実に予測される中、労働力人口の減少に伴う税収の低下、高齢化に伴う社会保障費の増大などを考えますと、福祉施策は、公平な制度の下、財源やほかの施策とのバランスを勘案しながら推進していくべきであると考えております。

耳の聞こえにくさが生活に与える影響は十分理解しますが、国における制度創設や制度拡充がなされない中、岩出市独自で制度を創設することは平等性に欠けると考えますので、岩出市として、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創出を求める請願書につきましては、採択すべきではないと申し上げ、反対討論いたします。

○田中議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 請願第2号の賛成討論を行います。

高齢者における難聴の実態として、70歳代男性の23.7%、女性は10.6%、80歳代では男性が36.5%、女性は28.8%の方が難聴者となっていると言われています。難聴になると、家族や友人などとの会話が少なくなるだけではなく、外出を控え、コミュニケーションが取りにくくなり、認知機能の低下が3割から4割も増加すると言われています。厚生省の介護予防マニュアルでも、高齢者のひきこもりの要因の1つに、聴力の低下を上げて対策を求めていました。

現在、難聴者の14.4%しか補聴器をつけていないとの推測も出ていますが、要因として、補聴器の価格が30万円以上するものもあり、高くて容易に買えないからと指摘されています。WHOのICOPEガイドラインでは、難聴を適時に発見し、治療するためにも高齢者への補聴器の提供が行われるべきであるとされ、日本補聴器工業会でも、補聴器は生活の資質向上に寄与し、大変よい影響を与え、安心感、介護のしやすさ、自信や精神力、気力の改善が見られるものとして、補聴器の装着を推奨しています。介護面においても、認知症予防のほか、長寿社会に向けた対策の一環としても役立つものとされています。

岩出市としての単独事業を行うことこそ、高齢者の皆さんのがひきこもりや痴呆症を誘発しない手助けとなるもので、岩出市で補聴器購入の制度が求められています。

各地の自治体では、健常者と同じような生活ができる一助になるようにと、国における難聴者対策の制度の不備を補う上からも、地方自治体としての独自の制度がつくられてきています。

厚生文教常任委員会の中で、自治体ごとにアンバランスが生じていることはふさわしくないことが反対の理由にも上げていましたが、各自治体ごとに財政力の違いがあり、違いが出るのは当然のことあります。自治体財政として、どういうことができ得るのかと知恵と創意工夫を凝らして、急激な高齢化が進む下での高齢化施策の対策として、岩出市よりはるかに進んだ事業を進めている自治体の尊厳、取組をも傷つけるものと考えます。

そもそも、各自治体で制度の内容が違うといつても、岩出市での単独事業を進めていく上では何の関係性もありません。岩出市の福祉施策としてでき得ることを考えればよいだけであり、地域ごとにアンバランスがあるからということ自体、関連性もありません。それどころか岩出市として、国に上げた意見書の意味は、このような地域間バランスを生じさせないためにも、国として制度化を行っていってほし

いと要望しています。

18日に行われた敬老会でも、市長や議長からも長寿のお祝いと高齢者の皆さんのが今後の健康、長生きできるための労う、そういう祝辞も述べられました。聴力障害による補聴器購入者の9割の方が、高額負担にあえいでいます。岩出市の高齢者の皆さんが長生きしていく上で、補聴器の装着が、認知症や鬱症状を抑え、生活における安全性や対人関係、心身状態の改善が図られます。

岩出市の制度として実施していく必要があると考えますので、この請願は賛成といたします。

○田中議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田中議長 以上で、請願第2号に対する討論を終結いたします。

請願第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○田中議長 起立少数であります。

よって、請願第2号は、不採択と決しました。

～～～～～～～～～～

日程第11 議案第74号 岩出市教育委員会教育長の任命について～

日程第14 議案第77号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○田中議長 日程第11 議案第74号 岩出市教育委員会教育長の任命の件から日程第14 議案第77号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任の件まで、議案4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 ただいま議題となりました議案についてご説明を申し上げます。

議案第74号 岩出市教育委員会教育長の任命についてでありますが、岩出市教育委員会教育長の湯川佳彦氏が令和5年9月15日をもって任期満了となったことに伴い、津田浩伸氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。津田浩伸氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。

次に、議案第75号 岩出市教育委員会委員の任命についてでありますが、現岩出

市教育委員会委員の加島祐子氏が、令和5年9月30日をもって任期満了となることに伴い、後任に岩中一史氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。岩中一史氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

次に、議案第76号 岩出市農業委員会委員の任命についてですが、岩出市農業委員会委員に欠員が生じておることに伴い、新崎裕功氏を岩出市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。新崎裕功氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

次に、議案第77号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。現岩出市固定資産評価審査委員会委員の増田充孝氏が、令和5年11月6日をもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。増田充孝氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、ご審議の上、ご同意をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、議案第74号についてでありますが、岩出市教育委員会教育長の任命案件の審議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対し、参議院文教科学委員会において、新教育長の担う重要な職責に鑑み、議会においては所信聴取等、丁寧な対応を行うこととの附帯決議がされていることを踏まえまして、津田浩伸氏から所信表明を預かっておりますので、朗読をさせていただきたいと思います。

このたび、岩出市教育委員会教育長にご推挙いただきました津田浩伸でございます。本来、皆様の前で所信を表明するべきところでありますが、本日は所用により出席がかないません。誠に申し訳ございませんが、文書での所信表明とさせていただくことをお許しください。

私は、岩出市教育振興計画に掲げられている、笑顔あふれるまちづくりを目標として、教育行政に取り組んでまいります。未来を担う子供たちが夢を育み、ふるさとに愛着と誇りを持ち、心豊かな人づくりと生きる力を養うことを目指します。

学校教育分野におきましては、児童生徒が自ら課題に取り組み、仲間と協働して解決できるよう、基礎的・基本的な知識・技能の確実な育成に取り組みます。また、ＩＣＴの効果的な活用で、学校や家庭での学びを充実させてまいります。さらに、学校と地域の連携協力によるコミュニティスクールを推進し、地域で子供の成長を

支えてまいります。

生涯学習分野におきましては、市民全ての年齢層に対応した文化活動やスポーツ活動の学習機会を充実させます。そのため各種団体との連携強化、活動支援を進めるとともに、1人でも多くの市民に参加したい、参加してよかったですと思える事業の実施に努めてまいります。また、少子高齢化や情報化の急速な進展により、青少年を取り巻く環境は大きく変化しており、ネットトラブルや児童虐待などから青少年を守る活動を各種団体と連携し、さらに充実をさせてまいります。

以上、私の所信の一端を述べさせていただきましたが、私は、和歌山県教育委員会勤務中に構築した県行政とのパイプや、県立図書館在勤中に得た図書館運営のノウハウといった強みを生かして、市の教育行政に邁進する覚悟であります。今後の教育行政につきましては、総合教育会議において、市長と十分に協議を尽くし、政策に反映してまいる所存でございます。

議員の皆様におかれましては、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、私の所信といたします。

令和5年9月29日

津田 浩伸

以上でございます。

○田中議長 これより質疑に入ります。

議案第74号から議案第77号までの議案4件に対する質疑の通告はありません。

これをもって、議案第74号から議案第77号までの議案4件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第74号から議案第77号までの議案4件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号から議案第77号までの議案4件は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第74号に対する討論はありませんか。

(なし)

○田中議長 討論なしと認めます。

これをもって、議案第74号に対する討論を終結いたします。

議案第74号 岩出市教育委員会教育長の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田中議長 起立全員であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり同意されました。

続いて、議案第75号に対する討論はありませんか。

(なし)

○田中議長 討論なしと認めます。

これをもって、議案第75号に対する討論を終結いたします。

議案第75号 岩出市教育委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田中議長 起立全員であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり同意されました。

続いて、議案第76号に対する討論はありませんか。

(なし)

○田中議長 討論なしと認めます。

これをもって、議案第76号に対する討論を終結いたします。

議案第76号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田中議長 起立全員であります。

よって、議案第76号は、原案のとおり同意されました。

続いて、議案第77号に対する討論はありませんか。

(なし)

○田中議長 討論なしと認めます。

これをもって、議案第77号に対する討論を終結いたします。

議案第77号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田中議長 起立全員であります。

よって、議案第77号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議員派遣について

○田中議長 日程第15 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付のとおり、派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり議員派遣をすることに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田中議長 日程第16 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務建設常任委員長、厚生文教常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○田中議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を10月3日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を10月3日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時15分)

# 議 会 定 例 会 会 議 錄

令和 5 年 10 月 3 日

岩出市議会

## 議事日程（第4号）

令和5年10月3日

開 議 9時30分

日程第1 一般質問

開議

(9時30分)

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

牛本勧曜議員は、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、一般質問です。

～～～～～～～～～～～～

日程第1 一般質問

○田中議長 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、7番、福岡進二議員、9番、大上正春議員、5番、奥田富代子議員、12番、三栖慎太郎議員、6番、尾和正之議員、14番、増田浩二議員、13番、市來利恵議員、以上7名の方から通告を受けております。

なお、分かりやすく質問するため、13番、市來利恵議員から、資料等印刷物の配布許可の申出がありましたので、会議規則第148条の規定により、議長においてこれを許可し、お手元に配付しています。ご了承願います。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

発言は、市議会会議規則第55条の規定により、質問、答弁とも簡明に行うようお願いいたします。

通告1番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式にて質問を行います。

今議会では、コンビニ交付サービスについて、医療的ケア児の支援についての2点お伺いいたします。

最初に、コンビニ交付サービスについて質問を行います。

私が、令和4年第3回定例会において、コンビニ交付サービスの導入について的一般質問を行い、中芝市長から、今年度中にはほぼ全国民がマイナンバーカードを保有することを目指している国の方針に従い、コンビニ交付の導入を決定いたしましたと答弁され、その後、本年8月1日からコンビニ交付が導入されました。稼働時

間は、土・日・祝日を含む午前6時30分から午後11時までであり、市外への通勤者も多く、また、市役所閉庁時でも対応できることから、大変便利であると喜ばれています。

そこでお尋ねいたします。そのときの一般質問では、初期導入費は1,265万円と答弁いただきましたが、最終の初期導入費は幾らとなったのでしょうか。また、コンビニ交付サービスのシステムは、どこの事業所のシステムを採用しているのか、お伺いいたします。

次に2点目として、本市のコンビニ交付サービスの証明書手数料は、窓口交付と同じ1通200円となっていますが、報道等では、窓口交付よりも安価であり、また最近では10円で交付している自治体もあります。

そこでお尋ねいたします。同じコンビニ交付事業として、経費も同様であり、手数料を減額することで市民の利用が増え、一方で、窓口に来る方が減ると思いますので、手数料改正に向け、市の見解をお伺いいたします。

次に3点目として、このコンビニ交付サービスは、コストパフォーマンスに優れた住民サービス手段であるとよく言われています。本市の証明書につきましては、現在、住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明、課税証明の4種類となっています。しかし、他の自治体では、本市で発行している証明書のほか、戸籍謄本や固定資産評価証明書など、8種類に対応しているところもあります。

そこでお尋ねいたします。今後、コンビニ交付サービスが軌道に乗ってきた場合、発行証明書の種類を拡充される考えについてお伺いいたします。

○田中議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長　おはようございます。

福岡議員、1番目の1点目のご質問についてお答えいたします。

コンビニ交付システムの構築については、令和5年2月15日に、紀陽情報システム株式会社と契約を締結し、令和5年8月1日から住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書、課税・非課税証明書について、コンビニ交付サービスを開始しているところです。初期導入費に関しましては1,166万円となっており、その費用の2分の1は特別交付税措置されております。また、証明書交付システムの事業所は富士通Japanc株式会社です。

次に2点目、証明手数料改正に向け、市の見解は、についてですが、コンビニ交付につきましては、コンビニ交付サービスの利用促進及びマイナンバーカードの普

及を図るため、手数料を減額している自治体もあるようですが、本市におきましては、現在のところ、手数料の改定の考えはございません。

3点目の今後、発行証明書の拡充は、についてですが、戸籍証明書のコンビニ交付サービスの導入につきましては、現在のシステム事業者では対応不可であり、別事業所対応となり、初期費用が約1,740万円、ランニングコストが月額約30万円の経費が必要になります。また、今年度、戸籍法の一部改正により、戸籍証明書の広域交付が実施され、どこの市区町村でも取得できるようになることから、戸籍証明書のコンビニ交付サービスの導入の考えはございません。税務課における他の主な証明書といったしまして、固定資産に係る公課証明書、評価証明書がございます。これら固定資産に係る証明書の窓口交付は、令和4年度におきましては年間954通となっており、税務課で発行する証明書の9.8%にとどまっております。

また、岩出市では、固定資産に係る証明書の窓口交付の際、申請書記載発行対象者のほかに、共有名義がないかなどのトラブルを回避するための個別聞き取り確認作業を必ず行っております。機械的に発行することが難しい状況であります。これらのことから、固定資産に係る証明書におきましては、発行の状況や運用を勘案し、新たにコンビニ交付サービスへの対応は、現在のところ考えておりません。

○田中議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 4点、再質問させていただきます。

1点目として、現在4種類の証明書としていますが、コンビニ交付で年間どれくらいの発行枚数を想定されているのでしょうか。また、市役所窓口で発行している証明書の年間何%を見込んでいるのでしょうか。各種証明書ごとで答弁お願いします。

次に2点目として、コンビニ交付サービスのシステムについては、富士通Japalanとの答弁がありました。昨年から今年にかけて、他の自治体で誤交付が相次いでいますが、いずれも原因は富士通Japalanが手がけるシステムの不具合であったと報道されていました。そのため市民からは、今回のコンビニ交付サービスは、大変便利でありがたいと言われていますが、その反面、誤交付により、個人情報が漏れないかとの心配も言われています。

そこでお尋ねいたします。今回のシステム導入に当たり、なぜ富士通Japalanのシステムを採用することになったのでしょうか。また、事業所と本市の担当者が様々な検査、確認等されていると思いますが、他の自治体で起こっている誤交付の

心配はないのでしょうか、お伺いいたします。

次に3点目として、コンビニ交付サービスを使っていただくことで、市役所への来庁者が減り、職員に余裕ができ、またマイナンバーカードの普及につながると考えます。本市では、8月から、市ウェブサイト、9月号広報、官公庁でのポスター掲示、市のイベントやコンビニでのチラシ等による啓発を行っていますが、今後、これ以外での啓発活動があればお答えください。

次に4点目として、コンビニ交付サービスの発行証明書の拡充は考えていないとの答弁がありました。例えば、土地売買契約等を行う場合、住民票と印鑑証明書はコンビニ交付サービスで取得できますが、固定資産の評価証明書については、従来と変わりなく、仕事を休み、市役所まで来て取得することになります。こうした状況を防ぐためにも、他の自治体では、発行証明書を順次拡充して、8種類や9種類を発行しているところもあり、同じシステムを導入している本市においても、発行は可能であると考えます。

そこでお尋ねいたします。本市の発行証明書の拡充については、先ほども申し上げましたが、他の自治体では本市の倍の証明書を発行しており、また市民からは証明書の拡充の要望を聞いています。なぜ、今以上の証明書を発行できないのか、お答えください。

○田中議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長　福岡議員の再質問にお答えいたします。

まず再質問の1点目、どれぐらいの発行枚数想定されているのか、また年間何%を見込んでいるのかについてですが、令和5年度は、先ほど福岡議員からもありました、8月1日開始といたしまして、年度で見ますと、住民票の写しが1,380枚、印鑑登録証明書は770枚、所得証明書については143枚、課税証明書230枚ということを見込み、年間では8%を見込んでございます。

次に、再質問の2点目でございます。富士通J a p a nのシステムの採用になぜなったのかと、誤交付の心配はないのかについてですが、最初に富士通J a p a n株式会社のシステムを採用した理由についてお答えいたします。

証明書交付システムは、既存の住民基本台帳システムや税情報システムとデータ連携する必要があるため、コンビニ交付システムを既存業者で構築することにより、システムの安全面の確保やコスト削減につながるため、紀陽情報システム株式会社で構築することとしました。

その際、紀陽情報システム株式会社から、証明書交付システムについては導入実績が多い富士通 J a p a n 株式会社で行いたいと提案されたため、採用いたしました。また、本市のコンビニ交付システムの構築業務委託契約の締結は、先ほども答弁させていただきましたが、令和 5 年 2 月 15 日であり、富士通 J a p a n 株式会社の証明書発行システムで最初に発生した住民票の誤交付については令和 5 年 3 月 27 日であったため、その時点では発生してなかったということになります。

しかし、富士通 J a p a n 株式会社の度重なる誤交付が発生したことにより、本市においてもこのような事態が発生することがないよう、請負事業者である紀陽情報システム株式会社及び富士通 J a p a n 株式会社に対して、誤交付の原因や再発防止策等について報告をいただき、本市のシステムのプログラム等が最新のバージョンであり、誤交付のあった自治体とはプログラムのバージョンや条件が異なるものであるため、誤交付の発生はないと説明がありました。

なお、万全を期すため、本市においても、8 月 1 日の本稼働までに富士通 J a p a n 株式会社のシステムを利用している自治体全てが実施するよう、国から指導のあった第三者立会いによる総点検を全て実施いたしまして、本市のシステムに問題がないことを確認しております。今後も、市民の方が安心してコンビニ交付サービスをご利用になれるよう努めてまいります。

次に 3 点目でございます。啓発活動についてですが、今現在のほか、現在、フェイスブック、ライン、またはデジタルサイネージ、市民課前の行政情報での周知を行っております。また、9 月 28 日にはケーブルテレビでも広報いたしました。今後、令和 6 年 2 月発行予定の暮らしの便利帳に掲載し、全戸配布を行う予定となってございます。既にコンビニ交付サービスを開始した市では、リピーターや口コミにより時間を経過するごとに利用者が増加したと聞いております。

今後は、引き続き周知啓発に努めるほか、サービスがあることを知っても、機械の操作方法が不慣れな方たちに向け、チラシをリニューアルするなど、創意工夫して市民の皆様の利用につなげていきたいと考えております。

次に 4 点目でございます。今以上の証明書の発行はできないのかということについてですが、戸籍証明書のコンビニ交付については、先ほども申し上げましたとおり、今年度から広域交付が開始されること、今後、マイナンバーを活用し、戸籍関係情報が確認できることから、様々な行政手続において、戸籍の添付が不要となることから、コンビニにおける戸籍証明書交付枚数の減少が予想されるため、費用対効果なども勘案いたしまして、現在のところ、戸籍証明書の拡充は考えておりま

せん。

固定資産税に係る証明書については、現在システム事業者である富士通 J a p a n 株式会社におきまして、発行事業の低さから未対応となっており、新たにコンビニ交付サービス対応とする場合は、個別新規開発、または事業者の変更が必要となってきます。このことから、先ほども答弁いたしましたが、発行の状況や運用面、新たな費用が発生することから、現在のところ考えておりません。

今後におきましては、市民ニーズの動向に注視し、他市町村の状況や費用対効果も踏まえながら、市民サービスの向上に努めてまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 先ほど、今後、市民ニーズの動向に注視し、他市町村の状況や費用対効果も踏まえながら市民サービスの向上に努めると答弁をいただきましたが、今回拡充の要望につきましては、市民の要望であります。再度、拡充について、市の見解をお伺いいたします。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 福岡議員の再々質問にお答えいたします。

本市において、この8月からコンビニ交付サービスを開始したところでございます。当面、拡充は、先ほども答弁させていただいたように、考えておりませんが、今後、市民ニーズの動向を注視し、他市町村の状況や費用対効果も踏まえながら、市民サービスの向上に努めてまいります。まず、今は皆さんに知っていただくという、そちらに力を入れていきたいと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

○田中議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に、2番目の医療的ケア児の支援について質問を行います。

日常生活を営む上で、人工呼吸器や喀たん吸引などの医療的ケアを恒常的に受けが必要な医療的ケア児への支援は、平成28年の児童福祉法の改正で努力義務とされていました。しかし、令和3年9月、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されました。この法律は、国や地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保護者の離職防止に資することも目的として明記され、施行か

ら約2年が経過しました。

そこでお尋ねいたします。現在、小中学校での医療的ケア児の在籍状況について、学年別でお伺いいたします。

次に2点目として、以前、子供が保育所や小中学校に入る際に、付添いを求められるといった理由で、就労を諦める保護者もあると報道されていましたが、この法律の施行に伴い、各自治体は医療的ケア児とその家族が希望する施設に通えるよう、支援体制を拡充していくことになります。

そこで、お尋ねいたします。本市の医療的ケア児への支援状況はどのようにになっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に3点目として、令和3年9月17日付の文部科学省通知では、共に教育を受けられるよう最大限に配慮することを基本理念とし、本人とその保護者の意思を最大限に尊重し、地方公共団体等の設置者は、環境や体制が整っていないことや、看護職員が常時配置されていないことを理由に、拒否されることがないようにとされています。

そこでお尋ねいたします。本市ではこの文科省通知による取組として、どのようなことをされているのでしょうか、お伺いいたします。

次に4点目として、文部科学省からの通知では、学校における医療的ケアの対応の在り方などを示した医療的ケアに係るガイドラインを策定したり、教育関係者に加えて、医療、保健、福祉等の関係部局や関係機関、保護者の代表者、医療的ケアに知見のある医師や看護師等の関係者から構成される会議体を設置することを通して、教育委員会における総括的な管理体制を整備することとなっています。

そこでお尋ねいたします。本市ではガイドラインの策定や関係者から構成される会議体の設置はどのようにになっているのでしょうか。

次に5点目として、先ほどから申し上げていますが、医療的ケア児支援法が施行され、支援が責務となったことで、今後、本市の医療的ケア児への支援に対する取組方針をお伺いいたします。

○田中議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長　福岡議員ご質問の2番目、医療的ケア児の支援についてお答えいたします。

1点目 小中学校の医療的ケア児の在籍状況と、2点目 医療的ケア児への支援状況についてですが、現在、岩出市立小中学校に医療的ケア児は在籍しておりませ

ん。したがいまして、現段階での必要な支援はございません。

3点目の文部科学省通知による取組は、につきましては、平成31年3月に文部科学省から「学校における医療的ケアの今後の対応について」という通知が出され、全ての学校における医療的ケア実施体制の充実が求められました。この通知を受け、和歌山県においては、和歌山県公立学校医療的ケア運営協議会が開催され、医療関係者、市町村教育委員会、教職員などにより協議が行われ、令和2年3月にガイドラインが作成されています。岩出市においては、このガイドラインを遵守し、医療的ケア児に対する支援を行うこととしております。

4点目のガイドラインの策定や関係者から構成される会議体の設置につきまして、那賀圏域障害児・者自立支援協議会こども部会のサブ部会として、医療的ケア児支援連携会議が設置されております。構成団体や機関は、公立那賀病院、那賀医師会、岩出保健所、訪問介護事業所、岩出市社会福祉課、子ども家庭課、教育総務課、それから紀の川市障害福祉課、こども課、教育総務課、県立きのかわ支援学校、コスマス支援学校、岩出市委託相談支援事務所、紀の川委託相談支援事務所、県相談支援体制整備事業障害者相談支援事務所、医療的ケアを必要とする子供たちの教育と生活を考える会、医療的ケア児コーディネーター養成研修修了者、つくし医療福祉センターで構成されております。

5点目の今後の医療的ケア児への支援に対する取組方針については、医療的ケア児の実態は多様であり、一人一人の教育的ニーズには違いがありますが、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、必要な合理的配慮を実施してまいります。総括的な管理体制の下、支援していくためには、教育機関のみならず、医療や福祉などの知見が不可欠であることから、医療的ケア児連携支援会議における福祉、医療等の関係部局や関係機関とも連携しながら取り組んでまいります。

○田中議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 3点、再質問させていただきます。

1点目として、会議体としては設置されたとの答弁がありましたが、この会の活動状況と成果をお伺いいたします。

2点目として、医療的ケア児の保護者の方々が情報交換できる交流の場等を設けているのでしょうか、お伺いいたします。

3点目として、医療的ケア児の就学先を決める過程で、教育委員会はどのように

関わっているのでしょうか。また、医療的ケア児が小中学校への就学を希望された場合、看護師、介助士等の人材を配置することになると思いますが、市の見解をお伺いいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

まず、会議体の活動状況と成果についてですが、医療的ケア児支援連携会議は年4回の会議を開催し、医療的ケア児の地域課題を解決するために協議を行っております。最近では、医療的ケア児の通学について、障害福祉サービスと連携したり、放課後等デイサービスで受入れ可能な施設の紹介をしたり、医療的ケア児医療情報共有システムの取組状況報告や、特別支援学校における学校看護師の活動状況報告を行ったりしております。いずれの情報も、本市において支援が必要となった際の参考となっておりますので、引き続き本会議への出席を継続してまいります。

続きまして、2点目の医療的ケア児の保護者が情報交換できる交流の場についてですが、公的な交流の場等はございませんが、医療的ケアを必要とする子供たちの教育と生活を考える会の家族部会として、和歌山医療的ケア児・者家族会「紀いけあ」があります。情報共有やレクリエーション活動、交流活動、各種要望活動などを行っています。

3点目、医療的ケア児の就学先決定の過程での教育委員会の関わりと、市立小中学校への就学を希望した場合の看護師等の人材の配置について市の見解はですが、障害を持つ児童生徒の就学先の決定につきましては、毎年9月から11月中旬までに複数回開催しております岩出市教育支援委員会において協議を行います。医療的ケア児については、子ども家庭課と連携し、情報共有を行っております。

教育支援委員会で、特別支援学校への就学が適当と判断された児童生徒でも、本人及び保護者が地域の小中学校へ就学を希望された場合は、地域の小中学校での就学を進めていくこととなります。その際には、医療的ケア児の実態に合わせ、必要な看護師や介助士等を市において任用し、医療的ケア児支援連携会議と連携して、必要な配慮を行ってまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告2番目、9番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

大上正春議員。

○大上議員 おはようございます。9番、大上正春でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、マイナンバーカードについてです。

マイナンバーカードは、デジタル社会を進めるに当たって必要不可欠であり、その基盤構築により、行政サービスと国民の利便性を図り、生活の質を上げる役割を持つ大変重要なものです。マイナンバー制度は、2016年から運用が始まり、それに伴い、マイナンバーカードの交付が開始されました。政府は、マイナンバーカードをデジタル社会に必要なツールとして普及を促進し、より多くの国民に取得を進めてまいりました。

当市においても、令和4年5月から庁舎敷地内に特設会場を設け、マイナポイント第2弾に対し、市民の皆様へサポートを行い、様々な当市が行うイベントにおいてもサポート窓口を設置し、普及促進に努めてくださいました。そんな中、政府のマイナポイント第2弾も9月末をもって締切り、当市の特設会場も終了となりました。約1年半余り、市民へのサポート体制に対し、心から敬意を表します。

そこで、1点目にお伺いしますが、現在のマイナンバーカード交付率と健康保険証のひもづけ率及び公金受取口座情報の登録率は、どれくらいになっているのでしょうか。

次に、今、マイナンバーカードについて、公金受取口座やマイナ保険証に他人の情報が登録されてしまった事案や別人の証明書などが誤って交付されるなど、トラブルが相次いでおります。ほとんどが人為的なミスとの政府の見解ですが、不安からカードを返納する人もいるとのことです。政府は、このマイナ問題に対し、原則として、11月末までに個別データの総点検を実施することですが、そこで2点目、当市のマイナ総点検の進捗情報状況と、主なトラブルやカードの返納状況はどうなっているのか、お伺いします。

3点目に、マイナ保険証ですが、私自身も市内幾つかの医療機関を利用する中で、健康保険証を携帯せず、マイナ保険証を利用するのですが、マイナ保険証をカードリーダーで読み取るだけで、受付窓口に保険証を預けることなく済むので、非常に便利と思っております。このマイナ保険証ですが、岩出市内、どれだけの医療機関で利用できるのか、また使うに当たってどのようなメリットがあるのか、お聞かせ

ください。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 大上議員の1番目のご質問、マイナンバーカードについての1点目について、お答えいたします。

8月31日時点における住基人口に対する交付率は77.8%となっております。国民健康保険証のひもづけ率及び公金受取口座情報の登録率については、自治体ごとの率は分かりかねます。全国におきましては、令和5年9月21日現在で、カード取得者に対する健康保険証としての利用申込みは68.0%、公金受取口座の登録は63.7%となっております。

2点目、マイナ総点検の進捗状況等についてですが、国は6月に省庁横断のマイナンバー情報総点検本部をデジタル庁に設置いたしまして、再発防止策の検討などを進めております。総点検本部から情報のひもづけを行う自治体等を対象に、マイナンバーへの情報のひもづけが正確に行われているかの調査が実施されました。本市におきましては、現時点では、マイナンバーのひもづけに関する総点検において、個別データの点検は求められておりません。また、誤ひもづけ、誤ったひもづけ等の報告も受けておりません。

主なトラブルといった事象は把握しておりませんが、マスコミ報道を受けて、制度への不信感やマイナンバーカードの情報漏えいに不安を感じている方からの問合せのほか、マイナポイント事業に乘じた詐欺メールが増加しており、市内放送、安心・安全メールで注意喚起をしたところでございます。

また、令和5年度のカード返納につきましては、8月31日現在で合計69件ございました。そのうち、必要性がないと判断した、使わない、なくすから、信用できないなどの理由による自主返納が7件、その他62件については、カードの有効期間の満了、カード破損などの理由によるものでございます。

○田中議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員質問の1番目、マイナンバーカードについての1点目と3点目についてお答えします。

まず1点目、健康保険証とのひもづけ率につきましては、国民健康保険中央会から提供された7月時点のひもづけ状況では、本市の国民健康保険証とのひもづけ率は63.13%、後期高齢者医療費被保険証とのひもづけ率は60.41%となっております。

続いて3点目、マイナ保険証を利用できる医療機関はどれだけあるのか、また利

用するメリットは、については、市内におけるマイナ保険証を利用できる医療機関等は、医科、歯科、調剤薬局合わせて、8月時点で93か所中84か所、90.3%の医療機関等で利用可能となっております。

また、マイナ保険証を利用するメリットといたしましては、情報提供に同意することにより、過去に処方された薬や特定健診などの情報が医師や薬剤師に共有され、データに基づく最適な医療が受けられること、また、負担限度額認定書の交付手続なしで、医療費の限度額を超える窓口への支払いが不要になること。その他、転職や転居等による保険証の切替えや更新の際に、紙の保険証の発行を待たずに受診できることなどが上げられます。

○田中議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 4点、再質問いたします。

1点目、マイナンバーカードですが、現在申込みをされている方で、いまだにまだ交付に至ってない方は、今現在何人ぐらいいるのでしょうか。また、その方々への告知については、直接連絡しているのか、教えていただきたいと思います。

2点目に、医療機関でマイナ保険証を読み込む際に、高額療養費制度を受けるか受けないかの選択ボタンが出るのですが、当初受けないと選択した市民の方から申出があったんですけど、再三にわたり通院を余儀なくされて、高額な医療費になつたため、一旦は支払って、後に払い戻しを受けたというケースを聞いたんですが、そもそもこの高額療養費制度の受けるか受けないかの選択のボタンというのが必要なのか、全ての人が受けるでよいんではないでしょうか。教えていただきたいと思います。

3点目に、本年8月からコンビニ等で各種証明書を発行が可能となっていますが、現在、まだ一月余り、二月ほどですが、現在発行数はどれぐらいあるのでしょうか。

4点目として、コンビニ交付導入後、庁舎市民課窓口での負担も軽減されていると思いますが、窓口に来られる市民の皆さんにとっては、申請書や印鑑登録カードの提示の負担を軽減する意味で、市役所内にもコンビニ等にあるマルチコピー機を設置する自治体が増えているのですが、当市での設置の考えはないのか、お聞かせください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 大上議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、カード申請して取りに来られてない方、またその告知についてですが、マイナンバーカード申請後、交付通知をしているが、まだ受け取っていない方は、令和5年9月22日現在で671人となってございます。

また、マイナンバーカードの受け取りの再通知として個別にお知らせを送付してございます。

次に、再質問の3点目でございます。コンビニ交付の発行部数の実績についてですが、8月の実績で申し上げますと、住民票の写しが193枚、印鑑登録証明書の写しが137枚、所得証明書が15枚、課税証明書が18枚となってございます。

次に再質問の4点目、マルチコピー機を市役所の窓口に設置しないのかというご質問ですが、マルチコピー機を設置している他市に聞き取りをしたところ、初年度の導入経費約800万円が必要であると聞いてございます。本市におきましては、岩出市内にコンビニが20店舗あり、最寄りの店舗をご利用いただければと考えてございます。また、市役所前にも店舗がございまして、費用対効果から考えて、市役所内に設置する予定は、現在のところはございません。

○田中議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員の再質問の2点目についてお答えいたします。

限度額情報の提供の有無の選択ボタンがなぜあるのかということでございますけれども、限度額情報は個人情報であり、医療機関等への情報提供の同意が必要となることから、ボタンで選択するようになっているということでございます。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、大上正春議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 2番目のご質問です。災害時におけるLGBT対応について。

近年、LGBTという言葉が広く認知されるようになり、性的指向や性自認に関する社会関心が高まっております。そして、性的少数者への理解を増進し、差別を解消することを目的とした、LGBT理解増進法案、いわゆるLGBT法案が2023年6月16日に国会で可決をいたしました。LGBT理解増進法は、性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないという基本理念の下、国や自治体、学校、企業などに対して、性の多様性に関する理解の増進のための施策を求めています。

特に、国に対しては理解を広めるため、基本計画を策定することや、そのために必要な学級研究を推進すること、知識の普及や相談体制を整える努力などを想定しているということです。

私ごとですけども、このたび防災士の資格取得を目指しておりますと、地域防災リーダー育成講座を受講する中で、災害時の避難所における性的少数者が抱える困り事について学んでまいりました。その中には、1つ目に、受付で自分の名前が大声で呼ばれてしまうと、周囲に性別のことを気づかれてしまうのではないか不安になる。2つ目に、書類に記載された性別と外見の性別が異なるため、本人確認ができないとの理由でサービスを受けられない。3点目に、支援物資が登録した戸籍と性ごとに配布され、性自認に基づく肌着や衣服などの入手が難しい。4点目に、トイレや入浴施設など、男女別に設置されたものしかなく、利用しにくい。5つ目に、避難施設に戸籍上の名前を書かなければいけないという思いで、避難所にそもそも行けないなど、様々です。

20人から30人の割合で存在するこの性的少数者に対する市当局としての避難所での対応準備は、また課題についてお聞かせください。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 大上議員の2番目の質問、災害時のLGBT対応についての避難所での対応準備は、また課題は、についてお答えいたします。

災害時、避難所でのLGBTの方々への対応について、プライバシーの問題や差別、偏見といったことが課題の1つであることは、市としても認識しております。また、避難所生活では、ほかに設備や空間に関する問題も多くあり、生活空間の広さ、避難所の温度、話し声や足音などの騒音、臭気、照明、衛生面等々が発生することは不可避だとされております。

市といたしまして、多目的トイレの設置等をはじめ、避難所の運営において、LGBTの方はもちろん、女性、子供、高齢者、障害のある人など、全ての避難者が安全に避難生活できるよう取り組んでいるところです。

なお、市で作成している避難所運営マニュアルの物資の配給方法について、女性や性的少数者への配慮をすることを次回の改正で追加する予定としてございます。

○田中議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 避難所運営に当たっては、ほんまに様々なことが想定されると思うんで

すけども、今回のことについて、全国的にもこれから課題であると思うし、また非常に繊細なことですので、当事者に寄り添った避難所運営のマニュアルへの取組、これを期待しておりますので、よろしくお願ひします。

答弁は、これについては結構でございます。

○田中議長 これで、大上正春議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 3番目の質問です。敬老会について。

敬老の日は、国民の祝日に関する法律によれば、多岐にわたり社会に尽くしてきた老人を敬愛し、長寿を祝うとあります。当市も、9月18日、高齢者を多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ豊富な知識と経験を有する者として敬愛する気持ちをより一層高め、長寿を祝うことを目的とした敬老会が5年ぶりの開催となりました。

ここでご質問です。コロナ禍以前の令和1年と本年の案内人数と参加人数はどれだけだったのでしょうか。そして、コロナ禍前までの敬老会では、演劇や漫才が定着していたのですが、今回この催しが変わった理由について教えてください。

○田中議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員のご質問者の3番目、敬老会についてお答えします。

まず1点目、案内人数と参加人数につきましては、本年度の敬老会対象者は、基準日の8月1日現在、数え75歳以上の方で7,725人に案内いたしました。また、参加人数については、お弁当のみお受け取りの方も含め、3,712人でした。令和元年度につきましては、案内人数は6,0799人、参加人数は、お弁当のみをお受け取りの方も含め2,647人でした。

続いて2点目、催し内容を変更した理由についてお答えします。

5月23日に開催した敬老会実行委員会において、催し内容についてご協議いただきました。委員の皆様からは、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したとはいえ、コロナが収束したわけではないや、特に重症化リスクの高い高齢者が一堂に会し、マスクを外してお弁当を食べ、演芸を楽しむという、例年の内容より感染症に配慮した映画上映会のほうがよいのではないか。また、昨年度、コロナ禍において、当初、懐かしの映画上映会の方向で進めていた経緯もあり、昨年度、楽しみにされていた方のためにも、今年度実施するのがよいのではないかなどの意見をいただき、

催し内容を変更して、映画会を実施することに決定していただきました。

○田中議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 敬老会日を挟んで前後、数日間ですね、市民の皆様から様々なご意見を頂戴いたしました。まず、このたびの対象の方々への案内方法は、市の職員さんを中心であったのかと思うんですが、ほかにもどのような方があったのか。また、個別の案内であったという方もあれば、郵送だったという方もございました。

そこで1点目に、どのような方がどのような方法でご案内であったのでしょうか。

2点目として、お弁当を取りに行けない方々への対応、また暑い日差しの中でのお弁当を持って帰る皆さん、欠席になってしまっていて、そもそもお弁当を頂けなかつた方々等々、いろいろお聞きします。そして、コロナ禍での式典の中で、催しが開催されなかったときのような食の応援クーポン券について、非常に好評であつたことから、クーポン券のもらえる制度に戻してほしいとのご意見を頂戴しております。その点について、今後の考え方をお聞かせください。

3点目として、催しについては、高齢者といつても75歳から100歳以上を超える方々まで幅広く、様々です。懐かしの映画といつても懐かし過ぎると感じる方もいらっしゃいますし、非常に難しいかと思うんですが、ご参加の皆さんのご意見、またいろいろアンケート等をお聞きしていただきながら、より多くの皆さんに喜んでいただけるものに近づけるよう取り組んでみてはいかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、敬老会の案内方法についてですが、各地区別の対象者に職員を割り当て、職員が対象者宅を訪問し、案内しております。複数回訪問しても不在だった場合は、案内をポストに投函するか、後日郵送で送付しております。

次に2点目、食のクーポン券についてですが、食のクーポン券の要望もあることは認識しておりますが、敬老会については様々な意見が寄せられているところで、今後の検討課題といたします。

続いて3点目、催し内容について、アンケートを取るとか、高齢者の希望を聞くことはできないのかということですが、敬老会の催し内容については、毎年、敬老会実行委員会で協議し、決定していただいております。委員の中には敬老会の対象

の方もいらっしゃいます。催し内容についてのアンケートを実施した場合、個人それぞれの希望は多様であり、回答が広範囲に及ぶことも考えられるため、アンケートの実施等は難しいと考えます。

なお、様々な意見が担当課にも届いておりますので、今後も高齢者の皆様が楽しめるような催しとなるよう、実行委員会においてご検討いただきます。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、大上正春議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 質問の4番目です。ふれあい収集事業についてです。

この事業は、独り暮らしや同居するご家族におきまして、要介護状態や障害のある方の世帯の中で、ごみを決められた集積所まで出すことのできない困難な場合に、自宅まで直接ごみを取りに来てくれる、いわゆる戸別収集をしていただけるものであります。岩出市でも高齢者のみのご家庭が増えてくる中、大変ありがたいサービスであります。

そこで1点目、このサービスを受けられる対象世帯の条件についてお答えください。

2点目に、現在、どれだけのご家庭がこの事業のサービスを利用しているのでしょうか。

3点目として、本市も新たな都市開発が進み、多くの分譲地に住宅が建ち、それぞれの住宅地にはごみ集積所を設け、それぞれのルールの下で共有し、維持管理に努めていただいております。転入時にはごみの出し方や出す場所等もご案内し、そのルールに従って行っておられるものと思います。しかしながら、従来から、本市に居住しているご家庭の中で、ごみの収集日にはご自宅の前に出しているご家庭を見かけます。明らかに高齢者のみのご家庭ではないと認識するのですが、この戸別収集が現在も存在している経緯について、ご説明をお聞かせください。

○田中議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 大上議員ご質問の4番目、ふれあい収集事業についてお答えします。

1点目のふれあい収集事業の対象世帯の条件については、岩出市ふれあい収集実

施要綱に基づき、世帯に属する全ての方が、要介護認定を受けている方、身体障害者手帳肢体不自由1から3級・視覚障害1・2級の交付を受けている方、療育手帳の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けておられる方で、ごみ集積所まで出すことが困難であることを条件としております。

なお、ふれあい収集の申出があった場合、ご自宅を訪問し、面談の上、決定させていただいています。

次に2点目の利用件数についてですが、事業開始当初の平成26年度は17世帯でありましたが、平成29年度に、より利用しやすいように対象要件の緩和を行った結果、令和5年9月末現在では29世帯の方々にご利用いただいております。

次に3点目のそれ以外の戸別収集をしているが、その経緯は、についてですが、分別収集が開始された平成11年に、資源ごみは定められたごみ集積所に出すステーション方式を採用いたしました。その際、区自治会によっては、ごみ種全てをステーション方式とする場合もありましたが、住宅密集地や道路事情など、様々な事情によりステーション方式とすることが困難な地域があったことから、戸別収集となっている地域があります。

現在は、ごみ収集作業の効率化を図るため、宅地開発等においては新たにごみ集積所を設置し、ステーション方式とすることとしております。

○田中議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 住民の中には、自治会の指定する集積所が自宅から遠く離れておりまして、車を使って移動して運んでたと。そして、免許を返納してから、何とか徒歩で出しに行っているんですが、不燃ごみのときは非常につらいということで、高齢ご夫妻のご家庭なんですけども、高齢者のご夫妻のご主人のほうがかなり体調も悪くなって、最近では1人で押し車で乗せて行くんですけども、朝の早朝からがらがら音を鳴らして行くのも近所迷惑やということで、本当に苦労しながら運んでいらっしゃるということをお聞きしました。

高齢者のごみ出し支援を行う意味で、ふれあい収集の条件緩和や、せめて不燃ごみだけでも戸別で収集してもらえないのか。そして、ふれあい収集での回収場所が増えると、職員の労働時間にも問題出てくるんでしょうけども、ですので現在の戸別収集件数をできるだけ減らして、ふれあい収集の条件を緩和して運用できるよう、大変時間がかかると思うんですが、ご理解いただきながら、皆様にご協力していただきながら、将来、ますますこういうご家庭が増えてくると思うので、ご対応のほう

必要であるかと思いますが、いかがでしょうか。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 大上議員の再質問にお答えいたします。

戸別収集をできるだけ減らして、ふれあい収集の緩和というところについてお答えいたします。

戸別収集の集約化については、道路事情など地理的条件、また区自治会や地域住民のご理解とご協力が必要であることから、戸別収集を全て廃止することは困難と考えております。また、ふれあい収集事業の要件緩和については、不燃ごみだけではなく、全てのごみ種に対し、高齢化社会が進む近隣市町の取組事例なども参考に研究してまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、大上正春議員の4番目の質問を終わります。

以上で、大上正春議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時50分から再開します。

休憩 (10時33分)

再開 (10時49分)

○田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告3番目、5番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 5番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一問一答方式で質問させていただきます。

まず最初に、デジタル人材育成について質問いたします。

長引くコロナ禍により、飲食業などで働く非正規雇用の女性たちは大きな影響を受けました。一方、デジタル分野は雇用が増大しており、経済産業省は、2030年に最大79万人不足すると試算しています。こうした状況を踏まえ、政府は女性デジタル人材育成プランを策定し、官民連携の取組を打ち出しました。既に取り組んでいる先進事例としましては、兵庫県の豊岡市では働きたい女性のためのデジタルマーケティングセミナーを実施しています。また、愛媛県では株式会社M A I Aと連携

協定を締結し、3年間で500人の育成を目指す愛媛でじたる女子プロジェクトを開始しています。

私ごとですが、この夏、和歌山県の委託事業「わかやまテレワークフェア2023」を見学させていただきました。そこではパソコンとインターネットを使う仕事の説明をしていました。既にテレワーカーとして働いている人の体験談も伺い、自営型テレワークは様々な制限から解放される働き方で、子育て中、介護中、障害がある人、対人関係が苦手な人も、自身の都合に合わせて働けるというメリットがあります。以前、市民の方から難病指定を受けており、健康な人と同じように働けないが、自分の体調に合わせて仕事がしたいとか、家族の介護をしている、介護の手がすいた時間でできる仕事がしたいという声を聞いていましたが、そういう方にとっては、働きたい、仕事がしたいがかなえられる、ふさわしい働き方ではないかと思います。

そのテレワークフェアの中で知ったのですが、和歌山県の委託事業でテレワーカーの養成研修が、田辺市と和歌山市でここ何年間か開催されてきたことを知りました。このような研修をぜひ本市でも開催していただきたいと感じた次第です。

以上のこと踏まえまして、3点お伺いいたします。

1点目、今後デジタル人材の不足が懸念されていますが、市はどうのようにお考えでしょうか。

2点目、リモートワークによる働き方は時間や場所を限定しないため、社会に出て働くのが困難な方の働き方として有効と考えますが、市の考え方をお聞かせください。

3点目、市民を対象にデジタル人材を育成する考えについてお聞かせください。

○田中議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長　奥田議員ご質問の1番目、デジタル人材育成について、一括してお答えいたします。

コロナ禍で、インターネットショッピングや動画配信など、私たちの生活におけるデジタル技術の必要性は拡大しました。それに伴い、デジタル技術を活用し、ビジネスを成長させる中心的な役割を担い、企業に新たな価値を提供できるデジタル人材の需要が高まっています。しかし、国の資料によりますと、中小企業におけるデジタル人材の確保に関する課題として、採用、育成する体制が整っていないと回答する企業の割合が半数以上を占めており、体制面での課題を抱えているのが現状であります。

そのような中、和歌山県においては、それらの課題に対して、求職者には入門的、労働者には実用的なデジタル技術の取得機会を提供しているところです。奥田議員のご指摘のとおり、リモートワークなどの多様な働き方につきましては、子育てや介護により自宅などから離れることができない方、限られた範囲でしか移動ができない方などにとっても、デジタル技術の活用により時間や場所を有効に活用できるものと考えています。

本市では、デジタル技術を学ぶ場の必要性も理解していますので、県が実施している事業を市ウェブサイトなどの情報媒体を通じて積極的に周知し、多くの労働者、求職者が主体的にキャリア形成できるように県と協力してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 市ではデジタルを学ぶ場の必要性は理解しているとのことです、岩出市内で実施した研修会はあるんでしょうか、お答えください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

岩出市内で実施した研修会についてですが、岩出市商工会が周辺商工会とともに、小規模事業者を対象として、セミナー内においてDXやウェブの活用など、デジタルに関連するテーマの講座を実施しています。具体的には、令和4年度では、小規模事業者のためのDX講座、飲食業者向けのウェブで集客する秘訣や、デジタル人材の採用、育成、定着などのテーマで実施してございます。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 次に、献血の推進についてお伺いいたします。

日本赤十字社では、病気やけがなどで輸血を必要としている患者の貴い命を救うため、16歳から69歳までの健康な方に献血の協力を呼びかけています。近年、日本の少子高齢化の影響により、献血ができる人口は減少しています。さらに、10代から30代の献血者数は、この10年で32%も減少していて、献血可能人口が減少し続ける中、若い世代の方々からの協力が得られなくなると、将来必要な血液量を確保で

きなくなるおそれがあります。

今後も患者に血液を安定的に届けるためには、若い世代をはじめ、献血ができる年齢の方々の継続的な協力が必要不可欠です。がん、白血病、手術、出産など、血液を必要としている患者さんは大勢います。血液は人工的につくれないだけでなく、長期保存ができないため、献血でしか必要な血液を確保できません。

そこでお聞きいたします。1点目、本市で献血が行われている場所と、献血の人数及び年代別の割合をお答えください。

2点目として、献血を行った人のメリットは何かをお聞きいたします。

次に、献血は命をつなぐボランティアと言われています。子供たちが献血の学びを通して、命の貴さや、身近な社会貢献として自分自身に何ができるのかを考え、さらには地域の一員として、社会で活躍するために必要となる助け合いの精神や態度を養うことにつながると考えますが、本市の教育現場では、献血について学ぶ機会はあるのかを3点目としてお伺いいたします。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員のご質問の2番目、献血の推進についての1点目と2点目についてお答えいたします。

献血は、けがや病気で輸血等を必要とする方のために、自分の血液を無償で提供する行為のことで、先ほど議員からもありましたが、命をつなぐボランティアとも言われています。

ご質問の1点目の本市で行われている献血の場所につきましては、那賀振興局や岩出警察署、那賀消防組合消防本部、岩出市役所などの官公庁に加え、大型店舗や企業等で実施されています。献血の人数につきましては、令和2年度1,430人、令和3年度1,255人、令和4年度1,344人のことでした。

献血者の年代別の割合につきましては、令和4年度で申し上げますと、16歳から19歳が2.9%、20歳から29歳が8.5%、30歳から39歳が12.9%、40歳から49歳が23.7%、50歳から59歳が34.0%、60歳から69歳が18.0%であり、50歳から59歳の方の献血者が最も多くなっています。

続いて2点目、献血のメリットにつきましては、献血協力者のうち、希望者に対し血液検査結果が送付されますので、ご自身の健康管理の1つとして活用することができます。

市といたしましても、献血者数の減少は問題であると捉えており、まずは他の模

範となるよう市職員が積極的に献血に協力する体制づくりに取り組んでまいります。

○田中議長 教育部長。

○南教育部長 奥田議員ご質問の3点目、本市の教育現場では献血について学ぶ機会があるのかについて、お答えいたします。

献血については、小中学校ともに教育課程に位置づけられておりませんので、学校で献血について学ぶ機会はございません。しかし、献血ができる年齢は16歳からということで、令和5年2月13日に厚生労働省医薬生活衛生局血液対策課より、中学生を対象とした献血の普及啓発についてという依頼文が発出されまして、両中学校に献血への理解を促すポスターが直接送付されております。現在、両中学校において、学校にポスターを掲示し、啓発に協力しております。

○田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 献血者の年代別の割合をお聞きしましたが、16歳から19歳は2.9%、20歳から29歳が8.5%ということで、若い人ほど献血人口が少ないというのが現状です。先ほども申し上げましたが、今後も患者に血液を安定的に届けるためには、若い世代をはじめ、献血ができる年齢の方々の継続的な協力が必要不可欠です。そこで若い方に献血してもらえるよう啓発することが重要と思うのですが、市としてどう考えるのかをお聞かせください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

若い方への献血の啓発についてですが、本市における献血の啓発といたしましては、市広報紙に献血の日程を掲載し、市ウェブサイトやフェイスブックでも周知に努めているところです。若い人への啓発は、特には実施しておりませんが、今後、はたちのつどいなど、若い方が集まる行事において、チラシを配布する予定でございます。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 3番目、食品ロス削減についてお伺いいたします。

今、世界では、ウクライナ戦争をはじめとする紛争や気候変動、新型コロナウィルス感染拡大などにより、食料不足に陥る人々が増加する一方、日本では消費期限切れで手つかずのまま捨てられる食材や食べ残しで廃棄される食品が多く、消費者庁の発表によると、日本の食品ロス量は年間523万トン、毎日10トン車約1,400台分の食料を廃棄しているということです。

コマーシャルで、最後の1粒までちゃんと食べなさいという言葉の次に、最初の1粒もない子がいますという、ACジャパンのCMを耳にしたことがあると思います。最初の1粒がない国があることを私たちは知り、行動を見直さなければいけないと思います。

岩出市は飲食店が増えており、近隣市の方々から、いろんなお店があつてうらやましいとよく言われます。市民としては大変うれしいことですが、飲食店から出るごみ、特に食べ残しによる残渣、ごみが増えることは、市として頭が痛い問題ではないでしょうか。

そこで、食品ロスをなくす観点からお伺いいたします。

1点目として、飲食店等における残さず食べる運動や持ち帰り運動の展開など、市民、事業者が一体となった食品ロス削減に向けての取組を進めることが重要と考えますが、市の考えについてお聞きいたします。

2点目、フードロス削減に取り組む活動にフードドライブがあります。フードドライブの取組をどう考えられますでしょうか。また、フードドライブで集まった食品を届ける先についてお答えください。

○田中議長　ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長　奥田議員の3番目の食品ロス削減についてお答えします。

1点目については、食品ロス削減に向け、市民、事業者が一体となって取り組むことは重要であると認識しており、市は、これまでも飲食店等に対して、3010運動による食べ切りや、小売店には売り切りの啓発などに取り組んでまいりました。コロナ禍の影響により、飲食店に対する訪問指導は控えておりましたが、コロナが5類に移行したこともあり、今後は、食品ロス削減に向けて飲食店等への訪問を再開するとともに、家庭での使い切り、食べ切りの啓発に取り組んでまいります。

2点目のフードドライブの取組について。

まず、フードドライブとは、家庭で余っている食品を集めて、食品を必要とする地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、こども食堂、福祉施設等に寄附する

活動であり、フードバンク的な役割を果たす機関との連携が必要であると考えます。

本県では、NPO法人フードバンク和歌山などが中心となって寄附を集め、生活困窮者世帯や子ども食堂などに食品を提供するフードドライブの取組を行っており、食品を必要とする方々への支援を通して、貧困問題解決の一助になる一方で、食品ロス問題の解決にもつながると考えています。

また、本市におけるフードドライブで集まった食品の届け先としては、子ども食堂が1団体、ファミリーホームが1団体あると伺っております。

○田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 今のお答えにもありました、和歌山県では、NPO法人フードバンクが、和歌山市、橋本市、御坊市、田辺市、有田川町で寄附を集めて、生活困窮者や子ども食堂などに食品を提供しているそうですが、本市にもフードバンク的な役割を担う団体が必要と考えるんですけども、市のお考えをお聞かせください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 奥田議員の再質問にお答えします。

フードバンク的な役割を担う団体が岩出市にも必要ではないかということで、どう考えるかということにお答えします。

全国的にフードバンクやフードドライブに対する活動は広がりを見せておりますが、食品を集めてはみたものの、受入先が見つからないことや、受入先が見つかっても消費期限による食品衛生面での問題、需要と供給のバランスなどの問題など、課題が山積しているようです。今後、他の取組事例などを参考に研究してまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

通告4番目、12番、三栖慎太郎議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で一般質問をいたします。

1つ目は、古くから歌い継がれてきた歴史的にも文化的にも岩出市の宝物である根来の子守唄の保存・継承について質問をいたします。

根来の子守唄は、江戸時代の初めから、主に紀の川流域で歌い継がれてきた、全国でも大変珍しい子守唄です。私くらいの年代の人は皆、この子守唄を聞いて育ち、子供を寝かしつけるときには自然と歌っていた心にしみついた子守唄です。

根来の子守唄の保存・継承活動は、昭和41年から50年以上の間、根来の子守唄保存会の活動をメインに連綿と続けられています。市内保育所や小学校で教室を開催し、継承の担い手である子供たちに歌や踊りを指導する普及活動、市内外のイベントに参加、衣装をつけて歌と踊りを披露する情報発信活動等、精力的に努力してくださっています。

イベント等での普及活動としては、昭和62年から全国の子守唄発祥の地7市町村で開催される全国子守唄サミット&フェスタに毎年参加し、各地で保存・継承に頑張る仲間とともに、大々的な活動を行ってこられました。残念ながら、全国子守唄サミット&フェスタは、開催市の財政負担が大きいこともあり、平成28年から休止されますが、岩出市では、休止を受けて、新たに根来の子守唄の継承・啓発を兼ねたイベントとして、ふるさと感動物語を開催してくださっていますので、文化祭や紀州根来寺かくばん祭り等と併せて、毎年、根来の子守唄の普及・継承、披露の場として歌い踊ってくださっています。

また、老若男女を問わず読んでいただきやすいほのぼのとしたデザインの「根来の子守唄 今むかし」という冊子も作成してくれています。この冊子の最後のページには、保存会の皆さんのがんばりとして、このような言葉が添えられています。未来に引き継ぐ若い後継者を育てるのが最も大切な役割、子供たちが大人になり、赤ちゃんをあやすとき、自然と根来の子守唄を口ずさむ、そんな未来のために継承・保存に努めてまいります。

根来の子守唄のすばらしさをもっともっと伝えて、私たちくらいの年代がそうやって育てていただいたように、子供たちにも自然と口ずさむ子守唄として伝えていくことが、本当に大事なことだと思います。

そこで1点目、現状、岩出市は毎年の助成金交付による支援や、教育委員会生涯学習課所管のふるさと感動物語開催による普及活動への協力などを行ってくれていますが、岩出市として、根来の子守唄の価値をどのように捉えているのか。また、末永く保存・継承していくために、どういった方針を持っているのかを質問します。

2点目として、さきに述べた全国の子守唄発祥の地で開催される全国子守唄サミ

ット＆フェスタが休止され、全国的に広くPRする場が限られている現状、全国に広くPRし、認知度を高め、ひいては岩出市の皆様が根来の子守唄は誇りを持てる、全国でも珍しい貴重な伝統文化だと認識してもらえるよう、根来の子守唄を岩出市の指定文化財に指定し、より一層強力に精力的に保存・継承、普及活動を進めることが必要だと考えますが、市としての見解をお聞きいたします。

○田中議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　三栖議員の根来の子守唄についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の認識と評価は、についてでありますが、議員ご指摘のとおり、江戸時代の初めから、紀北地域の歴史や住民生活の中で歌い継がれてきた子守唄であります。全国的にも数少ない珍しい特徴のある子守唄であります。岩出市といたしましては、ふるさとに古くから伝わる伝統文化の1つであり、根来の子守唄は、後世の方々にお返ししていく責務があるものと認識をしてございます。

昭和41年に根来の子守唄保存会が設立されたことで、行政といたしましても、その活動に対し様々な支援をしてまいりましたが、引き続き保存会の皆さん方とともに、積極的に根来の子守唄の伝承と普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

市文化財指定につきましても、ふるさとに古くから伝わる大切な文化財の1つであると認識しておりますので、他自治体の事例を研究するとともに、専門家のご意見もお伺いしながら、市文化財指定をする方向で進めてまいります。

なお、詳細については担当部長のほうから答弁をさせます。

○田中議長　教育部長。

○南教育部長　三栖議員の根来の子守唄についてのご質問に、一括してお答えいたします。

根来の子守唄は、江戸時代の初めから、東は伊都、橋本、南は有田地方と紀北地域一帯で広く歌い継がれてきた子守唄であると承知しております。

子守唄とは、親と子の心のコミュニケーションの始まりであり、幼子はその旋律と声によって、親の愛情をしっかりと潜在意識の中に記憶し、生涯の財産としていくものと思われます。

その思いを後世に残すため、議員ご指摘のとおり、昭和62年から子守唄発祥の地7自治体で開催する全国子守唄サミット＆フェスタへの参加をはじめ、平成28年を最後にこの全国イベントが休止となってからも、根来の子守唄等保存活用事業の中で、ふるさと感動物語などのイベントを開催するなど、普及啓発に努めてまいりま

した。

全国イベント休止後は、根来の子守唄の保存団体である根来の子守唄保存会の活動に対しまして、小冊子「根来の子守唄 今むかし」を増刷するなど、その活動を支援してまいりました。

今後は、市といたしましても、根来の子守唄保存会の皆様の思いを真摯に受け止め、これからも保存会の皆様方とともに、積極的に根来の子守唄の伝承と普及啓発に努めていくに当たり、市長が答弁されたとおり、市文化財指定をする方向で進めてまいります。

指定に当たっては、根来の子守唄の歴史上価値が高いことを学術的に評価する必要がありますが、子守唄発祥の地 7 自治体の 1 つである熊本県天草市で、福連木の子守唄が市の無形民俗文化財となっていることを参考事例として進めてまいります。

○田中議長 再質問を許します。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 大変前向きな答弁をいただきました。行政も市民の方々も、根来の子守唄の文化的価値は認めてくださっていると思っています。であれば、文化財に指定して、これまで以上に、保存・継承、普及活動、積極的、能動的に進めていくべきだと考えています。また、保存会の皆様もこれまでのご苦労も報われますし、責任も伴いますが、今後さらに積極的な活動に身が入ると拝察いたします。指定がなった暁には、後継者としての子供たちの希望者も増えることが予想されますので、より一層、行政と保存会、市民の方々が協力して、新しい価値を生み出していくことが重要だと考えています。

再質問ですが、前向きな答弁を受けて、少し前のめりかもしれません。重複するところもあるんですが、文化財指定に取り組む方向であれば、今後どのような作業に取り組んでいくのかについて、お聞きをいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 三栖議員の再質問、文化財指定するためにはどのような作業が必要なのかについて、お答えいたします。

指定するためには、先ほども答弁させていただきましたとおり、根来の子守唄の歴史上価値が高いことを学術的に評価する必要がございます。文化財の市指定につきましては、岩出市文化財保護条例に基づき、岩出市文化財保護審議会の意見を聞き、岩出市教育委員会が指定することとなります。また、根来の子守唄を文化財指

定することによって、文化財の保護の継承を図る必要があることから、保存団体が必要となります。根来の子守唄につきましては、根来の子守唄保存会が保存団体となっておりますので、問題はないものと考えております。

岩出市といたしましては、根来の子守唄の文化財指定に向けて必要な手続を行うとともに、根来の子守唄保存会が保存団体として継続が図れるような必要な支援をしてまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、三栖慎太郎議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 2つ目は、有料指定可燃ごみ袋について。

物価高騰の影響等による入札不調で在庫不足に陥り、市民サービスの低下や、ご不便おかけした有料指定可燃ごみ袋ですが、8月のお盆過ぎ頃まで販売店での在庫不足が続き、特に45リットル袋は店頭に全く並んでいないような状況でした。

まず1点目として、現在の調達在庫状況についてお答えをください。一定量無料型分、店舗流通分、それぞれについてお聞きします。

2点目として、在庫安定後は取扱店舗引換えが復活するはずですが、その時期について具体的にお答えください。

次に、価格改定により、今後、市民の方々の負担が増えることについて伺います。

まず3点目として、ごみ袋の種類ごとの1枚当たりの製造原価及び販売価格から製造原価を引いた残りの分が、どういった費用に使われているのか、パーセンテージで結構ですので、お答えください。

4点目として、生活必需品の価格改定、値上げは、低所得者等にとって大きな負担となります。ごみ減量対策費、人件費、施設維持費等がごみ袋価格に上乗せされているため、市税との二重徴収になっているのではとの声も多く聞かれますが、こういった意見に対し市はどう考えているのか、お答えください。

最後5点目として、前述4点目の視点で、低所得者等の負担軽減を考えた際、一定量無料型分の配布枚数見直しが必要であると考えています。例えば、最小基準となる1人または2人世帯、20リットル袋の年間配布枚数を現状の30枚から、週1枚計算の約50枚に増やし、それを基準として、各人数世帯の無料配布枚数を再計算することを求めますが、考えをお答えください。

○田中議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長　三栖議員ご質問の2番目、有料指定可燃ごみ袋についてお答えします。

1点目の現在の調達在庫状況は、については、8月中旬以降にかけて、大型店舗などで45リットル袋が品薄状態となり、市民の皆様には大変ご不便をおかけしましたが、8月29日に各サイズそれぞれ150万枚が入荷しております。現在、市が保管する分について、在庫状況は、9月26日現在で20リットル袋、10万1,000枚、30リットル袋、4万2,500枚、45リットル袋、1万4,500枚で、合計15万8,000枚となっております。

なお、事業所販売分につきましては、一括購入しておりますので、含めてございます。

2点目の取扱店舗での引換えの再開時期については、令和6年度からとしております。その理由といたしましては、今年度、在庫不足により、やむを得ず、前期・後期の2回に分けての引換えといたしましたが、前期・後期をまとめての引換えるなど、引換えパターンが複雑化することになり、店舗での混乱を防止するため、令和6年度からとしたものです。

なお、11月からの後期分の引換えについては、11月3日、4日に開催する市文化祭会場をはじめ、11月の日曜日ごとに、12日は紀泉台地区公民館、19日は根来地区公民館、26日は山崎地区公民館、12月3日日曜日は上岩出地区公民館で、午前9時から午後5時まで引換えを行います。

3点目の各種類ごとの製造原価についてですが、販売価格と製造単価について、手数料改正前の1枚当たりでお答えいたします。20リットル袋販売価格20円、製造単価8.5円、30リットル袋販売価格30円、製造単価10.4円、45リットル袋販売価格45円、製造単価13.5円となっております。

また、ごみ袋1枚当たりの原価構成については、令和4年度歳出決算ベースで申し上げますと、指定可燃ごみ袋製作費に48.7%、人件費に8.4%、取扱店手数料等にかかる経費に20.3%、ごみ袋無料交付にかかる経費に5.1%、ごみ減量化支援等にかかる経費に2.2%、リサイクル工房にかかる経費に15.3%となっています。

4点目の価格転嫁して、一律に負担させていることに対してどう考えるのか、については、3点目でお答えした1枚当たりの製造原価の内容は、有料化の運用に必要な経費として指定ごみ袋の製作費、排出抑制の推進に資するものとして、ごみ分

別冊子、チラシ、実態調査見学会など、啓発活動に要する経費、再生利用の推進に資するものとして、資源ごみ集団資源回収奨励金やリサイクル工房に要する経費、住民意識の改革に資するものとして、生ごみ処理容器等購入補助に要する経費、その他として、ごみ集積施設設置補助などに要する経費であり、環境省から示される。一般廃棄物処理有料化の手引に沿ったものとなっています。

また、可燃ごみ袋の有料化については、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めることを目的として始まったものであり、市としては、一定量無料型を採用するとともに、乳幼児加算や福祉加算による支援も行っていることから、一律に負担させているとは考えておりません。

5点目の1人から2人世帯、20リットルの無料配布数を約50枚に増やし、再計算を求めるがどう考えるか、については、現在のところ、4点目でお答えしたとおり、乳幼児加算や福祉加算による支援も行っており、一定の排出量を超えるまでは、経済的インセンティブがあるため、現在のところ、再計算の考えはありません。

なお、20リットル袋より小さい袋を設定するなど、対応しなければならない事項が生じた場合は、岩出市の環境をまもる審議会に諮り、対応を検討してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 2点目の取扱店舗引換えについて再質問します。

店舗での混乱を防止するためとの理由で、今年度後期分の引換えは対応しないとの回答でした。文化祭会場や地区公民館での会場設定を考えておられるようですが、公民館等の施設が、必ずしも交通弱者等にとって便利な場所であるとは限りません。実際、コンビニなら近くにあるのにと嘆かれている方々も大勢いらっしゃいます。後期分引換え開始まで、少ないですが、あと1か月あります。何とか店舗での混乱を来さない方策を考え、再開することはできないでしょうか、お答えください。

次に、5点目の無料配布枚数について再質問します。

回答の中で、一定排出量を超えるまで経済的インセンティブがあるとおっしゃいました。近隣の単身、またはお2人世帯のごみの出し方を数か月、しばらく観察していたのですが、出されているのは週に一度、20リットル袋、最小の袋の半分から3分の2程度の量という世帯がほとんどでした。その方々、何人かにお話を伺うと、意識高く、減量に取り組んでおられる方ばかりです。ただ、20リットル袋が満杯になる2週間もの間、ごみを家の中に置いておくのは、衛生上、よろしくないとの理

由で、もったいないとは思いつつ、週に一度収集してもらっているとおっしゃっていました。こういった方々も、一律に無料配布枚数内に収められていないんだから、超過した分は排出量に応じた負担をするのが当然だと言い切ってしまってもいいんでしょうか。

先ほどの回答では、20リットル袋より小さい袋の設定に少し言及されていましたが、袋を小さくすると、ごみ箱も小さいものに買い換える、または別の指定以外の安い20リットルのごみ袋をごみ箱にセットしておいて、収集に出す際に20リットルより小さい指定袋に入れ直すなど、新たな経済的負担も発生する可能性があります。

ごみ袋の値上げまではまだ時間があります。質問では、配布枚数の見直しを提言しましたが、材質や形状見直しによる製造コスト削減等、あらゆる角度から検討していただき、負担の軽減を図る努力を続けるべきと考えますが、市としての見解をお伺いします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 三栖議員の再質問にお答えします。

まず1点目の11月の後期分の配布までに、コンビニ等、何とか店頭での引換え等できないかという部分につきまして、まず1点目お答えします。

市民に対して、ご不便をかけていることは十分承知しております。その上で文化祭の機会であるとか、日曜日の開催、また開庁、5時半以降の延長での引換え等の工夫を凝らして、あらゆる側面から見て、市民の皆様に軽減が図れるよう、交付に努めていきたいと考えておりますが、店舗での引換えにつきましては混乱を招くということで、今年度は、岩出市での引換えというふうになりますので、よろしくお願いします。

2点目の部分で、1週間で20リットル袋、余裕を持って使っている方がおられるということで、小さい袋にしても、また経済的な負担がかかると。今後、値上げまであらゆる努力を工夫をしていただきたいというところについてお答えいたします。

20リットル以下のごみ袋につきましても、当然、今20リットル袋で余裕があるので出しているというような現状についても認識しておりますので、そういう小さな袋、またあるいはごみ減量化につながり、負担を図れる部分につきましては、岩出市の環境をまもる審議会等へ諮りながら、検討してまいりたいと考えござります。

○田中議長 再々質問を許します。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 ありがとうございます。度々環境をまもる審議会さんのほうに答申をして、検討してもらうという言葉が出てます。前回のときは、多分1回か2回かな、答申をして、お話をしてもういうような形だったと思うんです。ただ、いろんな方々がご参集されている審議会ですので、多様な意見、アイデア、たくさん出てくると思います。市側でアイデアを練り上げた上で、諮るだけでなく、皆様の多様な意見を求めるという意味でも、もっと密に、ちょっと委員さんのご負担にはなるんですが、開催をしてもいいんじゃないかな。市民のためにどんどん開催して意見をもらうのはいいんじゃないかなと思うんですが、その点についてはどうお考えですか。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 三栖議員の再々質問にお答えします。

先ほどもお答えいたしましたが、審議会のほうに様々なご意見等も伺いながら、ごみ減量化、そして市民サービスにつながるようなことも含めて、検討してまいりたいと考えています。

○田中議長 これで、三栖慎太郎議員の2番目の質問を終わります。

以上で、三栖慎太郎議員の一般質問を終わります。

通告5番目、6番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

尾和正之議員。

○尾和議員 皆様、お疲れさまでございます。6番、尾和正之でございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、インボイス制度の不安を払拭する支援制度について、地域振興について、この2つの視点で、一問一答方式にて、通告に従い一般質問を行います。

この2点は、市民の方々から相談を受けた際に出た話であり、また意見交換をさせていただいたときの市民の声であります。前回も同じことをお伝えさせていただきましたが、今までの私の一般質問は、全て市民の方からの声であり、市長、行政に聞いていただきたい、これらの施策、対策支援に積極的に取り組んでいただきたい、安心・安全なまちづくりの発展に努めていただきたいという訴え、それが今私の現状の一般質問であります。

これらのことと今後改善や取組につなげ、より市民の住民サービスの向上に向かうものと考えておりますので、この2点に関して、誠意のあるご答弁をしていただ

きたいと思います。

それでは、1点目として、インボイス制度の不安を払拭する支援対策について、3点お伺いします。

今日の世界情勢不安や原材料費等及び燃料費等の高騰により、物価価格に影響を及ぼす社会は、2019年10月に消費税が10%に増税されたことで、景気の低迷はより続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、中小企業事業者の売上げをさらに落ち込ませ、深刻さを増大させているのが現状だと言われています。

そんな中、2023年10月1日から、消費税のインボイス制度が実施されます。この制度に関して、本市の方々から不安、混乱が生じていると訴えられており、これは全国的に同様なことも起こっているのも事実であります。現に、この制度に対して、9月29日、政府へ導入反対を求める54万人分の署名が入ったUSBを総理の秘書官に手渡しているそうです。

これらを踏まえて質問を進めていきますと、インボイス、適格請求等保存方式とは、税務署が発行する登録番号を記載した取引伝票のことで、複数税率の軽減税率が8%、標準税率10%を税率ごとに金額に記載するものです。この伝票を基に、消費税の納税額を算出する仕組みをインボイス制度といいます。

2023年9月30日まで、課税売上げが1,000万円以下で、消費税の納税が免除されている免税事業者から、課税事業者が仕入れをしても、仕入れ税額控除ができるが、このインボイス制度が始まると、適格方式に変更され、仕入れや経費を支払う相手からインボイスがもらえない場合、売上げにかかる消費税からも差し引くことができなくなり、課税事業者として、消費額の納税額は増えています。

そこで問題が指摘されているのが、課税事業者が免税事業者からの仕入れを終了する場合や、また免税事業者を取引から排除されるおそれなど、これ以上にも価格の単価の引下げや、課税事業者になるよう要求され、消費税の納入が必要になるなど、免税事業者は廃業の危機に追いやられるのではないかと言われています。まだまだ大変なことが山積でありますが、この制度に対して幅広い業界から反対の声が広がる中、時限的軽減措置や緩和措置などがあるのも事実です。

これらを鑑みて、質問ですが、市民の方々から不安や混乱している状況に対して、本市ではどのようにインボイス制度を認識しているのか、お答えください。

2点目として、1,000万円以上の免税者はどのくらい本市にいるのか、お答えください。

そして、3点目としまして、インボイス制度の影響は中小企業にとどまらず、個

人事業主として、大工の一人親方、ホステス、ヤクルトの配達員、個人タクシー、電気・ガス検針員など、フリーランスも対象であります。また、この影響は自治体にも大きく関わる問題であります。あらゆる分野で取引を行っているからです。これらに関して多くの方々が、今後の取引等で不安や混乱にさいなまれる現状に、市として相談窓口の設置が必要と考えますが、どうかお答えください。

この3点についてお答えしてください。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員ご質問の1番目、インボイス制度の不安を払拭する支援対策についての1点目、インボイス制度をどのように認識しているのかについて、お答えいたします。

インボイス制度とは、正式名称を適格請求書等保存方式といい、複数税率に対応した仕入れ税額控除の方式で、適正な課税を確保するため導入された制度と認識しております。

令和5年10月1日から開始され、買手が仕入れ税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売り手から受け取ったインボイス、適格請求書などの保存が必要となります。

次に2点目、1,000万円以下の免税事業者はどのくらいいるのかについてですが、申告先が税務署となるため、実数としては把握してございません。

なお、岩出市商工会を通じて、令和4年度分の所得税申告した150事業者のうち、1,000万円以下の免税事業者は130事業者であります。また、インボイス登録を行った事業者数は50件となります。

次に3点目、相談窓口の設置が必要だと思うが、どうかについてですが、先ほどもお答えしましたが、申告先は税務署でありますので、国税庁が設置したコールセンターや粉河税務署の窓口で相談を受け付けています。また、事業者向けに、粉河税務署及び粉河納税協会が共催でインボイス制度の説明会を実施しています。さらに、岩出市商工会においても、8月及び9月にセミナーを開催しているところでございます。

○田中議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 再質問を行います。2点についてです。

それでは、質問ですが、答弁で述べられました1点目として、粉河税務署が実施

している説明会は現在も行われているのか。2点目としまして、答弁で申告先は税務署でありますとのこと、また国税のコールセンターや粉河税務署の窓口で相談を受け付けているとのこと。例えば、市役所に相談に来られた方々に案内だけを伝え、電話か粉河税務署に行っていただくのか、これはあまりにも事業者支援に努めていくようには思われないのですが、そこで最後の質問です。

本市独自の支援対策等について考えはあるのか、お答えください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

粉河税務署が実施している説明会についてですが、粉河税務署に確認したところ、10月以降も毎月2回程度の説明会を実施すると聞いてございます。内容につきましては、インボイス制度説明会と登録要否相談会となると聞いてございます。

次に、岩出市独自の支援対策についてですが、岩出市独自の支援はありませんが、税務署のインボイス制度説明会の開催日程を随時広報に掲載し、相談窓口へとつなげています。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、次に地域振興について、2点お伺いします。

地域振興とは、それぞれの地域の特色を生かしながら、人が住み、働き、学び、遊ぶといった暮らしの総合的な環境を整え、地域の活力を引き出し、またつくり出していくことであり、多様な主体の参画と協議により、個性豊かで誇りの持てる魅力ある地域づくりを進めていくことを目的としています。

地域振興を進めるに当たって、その基本的な方向を示すとして、国においては、国土形成計画が策定されており、県においては総合計画、市町村において振興計画等が策定されているところであります。これは地域振興を進めなければならない1つの事例として、今日、感染拡大で猛威を振るった新型コロナウイルスですが、5類に移行し、行動制限も緩和されている中、これに伴い、人口移動が都市集中へ戻りつつあるようです。地方移住や地元ワークなどによって、少しずつ人口が増えていった地方都市ですが、このままではコロナ禍以前の状態に戻る可能性もあるとの

こと、そういう地方都市が抱える問題を解決するために、各自治体は地域振興を進めなければならないし、実行している自治体もあります。

現在、和歌山県は、本年4月1日から組織体制の改正を行っています。岸本知事の方針である各振興局の機能強化で、地域振興施策を統括し、魅力ある地域づくりなどを推進する部長級の地域振興監を企画部に新設されております。

そんな中で、先日、本市の市民と意見交換した際、地域振興についての話の中で印象深かったことがあります。コロナ禍で行動制限があり、不安と退屈で仕方がなかったよ。もっと楽しくて、わくわくできる岩出市であってほしいよね。また、和歌山県知事も、岸本知事になって、地域活性化で県内の市町村とも連携をして、魅力ある地域づくりを進めていくと言っていたからねとか、本市の観光って何、また本市にはインバウンド、海外の方々が訪れてくる旅行のことの恩恵はないよねなどといった内容で、これらは地域振興で考察していかなければならぬことではないのでしょうか。

今回、これらの意見で観光について調べてみると、和歌山県商工観光労働部観光局の令和4年度観光客動態調査報告書によれば、令和4年度の和歌山県全体の観光客数は2,913万8,360名であり、本市への観光で訪れた総数は、令和4年度138万4,356名あります。その内訳は、本市への宿泊客は1万9,171名で、そのうち海外の方が211名、また日帰りは136万5,185名となっています。

これらのことと、また他の自治体では、県、市、民間、大学と連携して、大いなる成果を出して注目されているところもあると聞いています。これらを踏まえて、今後どのように反映させて取り組んでいかれるのでしょうか。

ここで質問ですが、今まで、県と連携した地域振興についてお答えください。

2点目として、今後、県と連携した地域振興の新しい考えはあるのかについて、お答えください。

この2点についてお答えください。

○田中議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田中議長　尾和議員ご質問の2番目、地域振興についての1点目、今まで県と連携した地域振興は、についてお答えいたします。

観光分野における県と連携した地域振興についてですが、根来寺周辺の観光拠点となる旧和歌山県議会議事堂「一乗閣」や根来寺遺跡展示施設の整備がございます。また、広域協議会では、和みわかやまキャンペーン推進協議会、根来街道グリーン

ツーリズム振興協議会、紀の川エリア観光サイクリング推進協議会、葛城修験日本遺産活用推進協議会などを通じて、本市への観光客の誘客や県内外への魅力の発信を行っています。

○田中議長 理事。

○川端理事 尾和議員ご質問の2番目の2点目、今後の県と連携した地域振興の考え方についてお答えいたします。

急激な高齢化や人口減少、一方で、社会のデジタル化の進展等、地域を取り巻く社会情勢は大きく変化しつつあります。こうした変化の中にあって、最前線である市町村とともに、地域振興政策を強力に推進するとの県の方針は、市にとっても歓迎すべきものと考えます。

県は地域振興の現場である振興局を活性化することが大変重要であるとしており、来年度に向けて、振興局活性化のための必要な施策や組織の見直し等を検討を行っているところであると聞いております。市といたしましては、その結果も踏まえ、県と協力しながら地域の活性化に努めてまいりたいと思っております。

○田中議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 再質問を行います。

最後に、もし市民から要望があった場合、今以上に市民の意見、企業の意見、各種団体の意見など、今後、地域振興を考える場として、タウンミーティングのような県、市、企業、民間、各種団体、大学等を交えた意見交換会の場を大々的に開催する考えはあるのか、お答えください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

理事。

○川端理事 尾和議員の再質問にお答えいたします。

市では、現状でも市政懇談会等を通じて、市民の皆さんのご意見を聴取いたしました、必要に応じて、県等にお伝えしているところでありますけれども、今回の話であれば、県では各振興局が主体となって、地域課題に取り組むことを想定しておりまして、その際には、市町村、地域住民、民間事業者等と構成する組織の立ち上げ等も検討しているようあります。そういう点も踏まえて、その状況を見てまいりたいと思っております。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、尾和正之議員の2番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩

(11時59分)

再開

(13時14分)

○田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告6番目、14番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 14番、増田浩二。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

今議会では、上岩出小学校前の段差式横断歩道について、災害を防ぐための河川整備の対応について、市職員の体制についての3点について、一般質問を行います。市当局の誠意ある答弁を求めるものです。

まず、上岩出小学校前の段差式横断歩道について、5点について質問をします。

まず1点目として、上岩出小学校前の横断歩道が、以前の地点からも変更されて、新しく造られました。この横断歩道は、通常の横断歩道形式ではなく、歩道部分が盛り上げられた段差のある段差式の横断歩道というべきものとなっていますが、このような段差式でなければならない理由、どうしてこのような形態の横断歩道が設置をされたのか、その理由をまずお聞きをします。

2点目としては、段差式横断歩道までに道路上に学童注意の文字があり、横断歩道前には段差注意の文字があります。車での通行時に、学童注意文字を見てから、横断歩道手前の段差注意の文字を見れば、学童に対して注意力散漫になり、より危険性が増すのではないかでしょうか。児童への安全性の点から見た、事業部及び教育委員会の見解をお聞きをします。

3点目として、段差式横断歩道については、学校側からの設置要望がされたものなのか、それとも岩出市及び和歌山県などが道路形態を踏まえた上で、協議をして段差式形態の横断歩道の設置を行ってきたのか、この点お聞きをします。

4点目に、自転車で通行している方も段差があることを気にしている点があり、なぜこのような状況になっているのかと、何人の方から聞かれました。段差式横断歩道が設置された後に、地域住民の声や学校関係者などの声は聞かれてきているのでしょうか。

5点目として、段差式の横断歩道形態ではなく、別の形での注意喚起の方法を考えてはどうなのかと感じる面もあるのですが、この点について市の見解をお聞きをします。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員ご質問の1番目、上岩出小学校前の段差式横断歩道について、通告に従い一括してお答えいたします。

上岩出小学校前の県道は交通量が多く、信号機のない横断歩道を登下校時に児童が通学することから、市といたしましても大変危険であると認識していました。そのことから、自動車の不停止等による事故を防ぐため、令和3年度に横断歩道の手前に黄色のカラー舗装や学童注意の路面標示を県において設置していただきました。しかし、あまり効果が見られないことから、なお一層の児童の安全確保を図るため、道路管理者である県、市土木課、教育委員会及び上岩出小学校と協議を行いました。

その結果、県道の速度規制が30キロで低速であること、幅員が5メートル程度と狭いことなどから、国土交通省及び警察庁が、通学路等の交通安全対策の施策の1つとして、全国的に整備を進めている段差式横断歩道、通称スムーズ横断歩道を県において、令和4年度に整備していただきました。

また、段差になることから、自動車や単車等の安全対策のため、段差の前後に段差注意の路面標示や段差ありの標識を設置しています。

○田中議長 教育部長。

○南教育部長 増田議員ご質問の1番目の2点目にお答えいたします。

横断歩道は歩行者優先であり、運転者は、横断歩道の手前は一旦停止または停止できる速度に減速するとなっております。和歌山県では、横断歩道での車両停止率は全国でも極めて低い状況にあります。段差式横断歩道は、速度抑制効果の高い横断歩道であることから、教育委員会としては、児童の事故防止に効果的であると歓迎しております。

上岩出小学校に現状を確認いたしましたが、横断歩道で児童が手を挙げると、停止してくれる車が増えたと好評であります。

○田中議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今お答えをいただきました。国もこういうような形で進めているというようなことだったというふうにも思うんですが、しかし、私、やっぱりね、どうし

ても気になるんですね。この間、効果が見られないから、こういうような形のやつにやったんだというんですけども、どうしても通常の形式でないから違和感というのを思いますしね、段差注意と書かれている、あの辺のところが、どうしても児童に目がいかないようなことがあるのかなというふうに思うんです。

先ほど若干メリットというような点、お答えいただいたんですが、こういう点では、設置された以降、今言われたそういうメリットというんですか、そういうだけでなしに、ほかにもいろんな形で効果があったと。以前は効果がなかったんだけども、効果があったんだというような点については、先ほどお答えいただいた以外のことなんかも、それ以外のような点があれば、再度お答えをいただきたいと思うんです。

もう一つは、道路そのもの自身が、この間、拡幅されてきているという点で、やっぱり以前より、スピードそのもの自身が出しやすくなって、上がりやすくなっているというような側面があると思うんですね。だから、こういう点では、さらにスピードそのもの自身を抑えていくということも非常に大事やと思うんですが、その点で事業部と教育委員会などで、スピードを下げていく、安全性向上につながっていくという対応面で取り組んでいるというような点があればお聞きをしたいと思います。

もう1点は、今、国がそういう形で進めているというようなことがあるとしたら、岩出市内のほかの小学校のそういうところなんかにも、そういう横断歩道というんですか、段差式のそういうものも今後岩出市としても造っていくという、そういう考えがおありなのかどうか、この点をお聞きをしたいと思います。

○田中議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長　増田議員の再質問にお答えいたします。

ほかに方法はないのかというご質問かと思うんですけども、まず初めに、道路交通法第38条では、横断歩道を渡ろうとする歩行者がいる場合は、ドライバーは横断歩道の直前で車を一旦停止して、その通行を妨げないことが義務づけられております。しかし、横断歩道の手前にカラー舗装等の対策を取っても、あまり守られていないため、先ほどお答えしましたが、県、市土木課、教育委員会及び上岩出小学校と協議した結果、小学校の目の前の横断歩道であることから、最善の安全対策として採用してございます。

それから、ほかの小学校の件なんですけども、まず岩出小学校につきましては大

きな道路がないと。山崎小学校につきましては、前面は市道なんんですけど、その南へ行ったら県道あるんですけども、そこは速度規制が40キロという、30キロより高速である。したがって、ハンプをつけた場合、危険である可能性もあるということです。山崎北小学校については、信号機が設置してございます。根来小学校も信号機が設置してございます。あと残りの中央小学校につきましては、横断歩道の手前にカラー舗装して、学童注意の道路表示もしているんですけども、中央小学校は、ご存じのとおり、速度規制30キロなんですけども、あまり交通量がないということと2車線道路ありますので、現在のところ考えてございません。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 2点目の質問を行います。

近年、大雨による河川災害が全国的に増えていることは、当局の方もご存じのように、異常気象の影響とも関係し、ますます増えてきている状況となってきています。広島県や静岡県をはじめ、九州地方においても、最近では梅雨前線の停滞が起これ、線状降水帯、こういうものも発生し、大きな被害が生まれてきています。土砂の堆積によるものや土砂の堆積と関わった流木の堆積により、被害が拡大している場合もあります。

1点目として、岩出市として、土砂の堆積場所をどう把握し、県に改善を図っているのか、市の対応面をまずお聞きをします。

2点目は、岩出市内の河川において、木が茂っている、繁茂している地点も多々見受けられます。私は、毎年のように、河川改修の推進や河川におけるしゅんせつの問題、こういうものも取り上げてきていますが、現在、山田川や根来川、住吉川だけを見ても、木が河川内に生えてきている状況、こういうものが今生まれてきています。単に土砂のしゅんせつだけではなく、河川内の木の伐採整備も必要ではないかと感じています。

よく通行する場所において、危険ではないかと感じている地点では、山田川の川尻市営住宅付近、住吉川においては住吉橋から上流の部分、根来川については根来小学校東側の鳥橋の上流部分と下流部分については、土砂の堆積だけではなく、木が河川内に茂っており、伐採も必要になってきていると思います。

岩出市には多くの河川があり、全てを調査はしていませんが、この地点以外にも同様の状況が生まれているものと考えます。災害を生まないためにも改善対策が求められます。

通告では、今述べた3つの地点を通告していますが、市の対応として、県に対して、しゅんせつと伐採の対応について、どのような対応を取っているのか、河川整備についての見解をお聞きをします。

3点目として、岩出市として、河川における実態調査についてはどのように取り組んでいるのか。また、県に対して何か所ぐらいの要望を出しているのか、お聞きをします。

4点目として、県によるしゅんせつ工事については、今年度はいつ頃しゅんせつが行われるのか。場所としゅんせつ工事の時期、しゅんせつ内容をお聞きをしたいと思います。

以上4点、まず最初にお聞きをしたいと思います。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員ご質問の1番目、災害を防ぐための河川整備の対応について、通告に従い一括してお答えいたします。

これまで本市では、県管理河川の維持管理については、通水断面を阻害し、流下能力の低下を助長するおそれがあることから、毎年4月に土砂の堆積状況や草木の繁茂等の見回りを実施しており、しゅんせつ等の要望を行うとともに、地元からの要望についても働きかけを行っています。今年度では、根来川の西野地区の西野樋門付近、川尻地区の新增尾橋付近、今中・森地区の六枚橋付近及び古戸川でしゅんせつの要望を行い、対応していただいている。また、県管理河川ではありませんが、根来川上流の菩提川において、県が土石流対策として設置している床止工に堆積している土砂についても撤去していただいている。

なお、国土交通省管轄の紀の川につきましても、河川敷に繁茂した樹木の伐採や堆積土砂の除去など、浸水対策の軽減に取り組んでいただいております。

増田議員ご質問の山田川の市営住宅付近や、住吉川の住吉橋上流部、また根来川の根来小学校東側・鳥橋上流部及び下流部における草木の繁茂については、県で河川パトロール等を行っていただきましたが、現状では、河川管理上、河積阻害などの支障がないものと判断されており、伐採には至らないと聞いています。ただし、民地側に草木等が繁茂するなどの影響がある区間につきましては、引き続き適切に

県で管理対応していただくよう、今後も要望してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 岩出市として、県に対して求められると、必要だと認識している場所、今言われたと思うんですね。現実的には、今、市が言われている、そういうところが今年度しゅんせつされると思うんですね。私聞きたいのは、例えば、通告にあるんですが、根来川ですね、小学校の鳥橋の上流と下流、そこは一切、県としては問題がないんだというようなことで返ってきたと。それに対して、岩出市としてどんな見解を持ったのかなというふうに思うんです。

現実的には、あそこの場所というのは、非常に木も生えているし、本当に土砂がたまりまくっているというような状況なんですね。それに対して、市は県と同じように、全く危険ではないのかと。危険じゃないと、そういうことをお持ちなのか。それでもやっぱり危険なんだと、そういう認識を持っているのか、この点ちょっと再度お聞きをしたいと思うんです。

私は、小学校の橋の上流と下流というのは、本当に危険な状況にまでなってきてると思うんですよ。そういう点で、本当に市として、あの現状をどう見ているのかという点、私はあれが危なくないというふうに見るというのは不思議でなりません。そういう点においては、小学校の鳥橋の上流と下流部、市としてはどのような見解を持っているのかという点、この点、再度お聞きをしたいと思うんです。

同時に、今、和歌山県自身が、河川改修費というものをどんどんどんどん今減らしてきているんですね。それに対して、しっかりと岩出市としても、こういう河川改修費そのもの自身を減らすというのはどうなんやと。県でもっとしっかりと予算つけてほしいんだということをやっぱり要望していってほしいし、この点については、岩出市だけが要望するんじゃなしに、和歌山県下の自治体の首長さんなんかと、ほかの自治体の皆さんとも合わせて、和歌山県の取組に対して、しっかりと河川改修費について増額してほしいんやという要望、また交渉なんかもすべきと思うんです。

そういう点では、市として、今後こういう点においては、他市と連携して増額をしていく、そういう考え方お持ちなのかどうか、この点を再度お聞きをしたいと思います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

根来川の鳥橋の上流、下流に、伐採の市の見解はというご質問ですけども、先ほどもご答弁しましたが、現状では、河川管理上、河積阻害の支障がないものと判断されてございます。本市といたしましても、河川の通水断面を阻害し、流下能力の低下に至らない範囲であると認識してございます。

根来川につきましては、私どもとして注視しているのは、現在、河川改修工事をしていただいているんですけども、先ほど答弁しましたが、今中・森地区の六枚橋付近、これが一番ネックになってございます。ボトルネックになってございます。今、議員おっしゃっている根来小学校付近については、河道面積が広いんです。川幅が広くて、高さもある。そこを改修しますと、その雨の水が一遍に下流に流れます。そしたら、森地区、今中地区の状態が危ぶまれますので、議員おっしゃる意味も分かるんですけども、本市としましては、一番ネックである今中地区、森地区を懸念してございます。

それから、河川事業の減額されているというご質問ですけども、河川の維持管理費につきましては、例年と同等ですが、昨今の物価高や人件費高騰に追いつけていないのが現状と聞いてございます。

それと、河川事業の維持管理費の増額について、要望しているのかというご質問なんんですけども、毎年、県市長会を通じて要望している中で、県河川事業について、事業区間の早期完成とともに、しゅんせつなどの維持管理費についても、万全を期して水害防止に努めていただくよう要望してございます。

○田中議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 根来の小学校のやつについては、見解の相違しかないなというふうに思われるを得ないのかなというふうに思うんですが、しかし、現実的には、河川が広いからといって、今のしゅんせつされている、そのところをしゅんせつしたら、一遍に流れ込んで、余計に危険だというふうに考へるのは、私はどうなのかなと思うところがあります。現実的には、結局、上流部分で、それだけたまつていれば、流木なんかも流れてきたときに、さらにそこのたまつているところに引っかかって、それこそ、そのところがあふれ返るということだってあり得るわけなんですね。

同時に、一遍に、今、事業部長が言われるんであれば、それこそしゅんせつと同時に、より一層、根来川改修の促進と、こういうものを進めていかなければいけないというふうに思ふんです。事業費そのものの自身が、この間、若干以前よりは進んできたという側面もありますけれども、さらに根来川の改修、早急な改修、全面改修

というのが求められていると思うんです。

現実的には、以前の予算やったら50年かかるんだと、計算上50年かかるやないかというようなときだってあったわけですね。だから、そういう点でいうたら、私は、さらに市として、根来川改修の早期改修の促進というものを市として、さらに強めていってもらいたいというふうに思います。この点で、再度見解お聞きしたいと思います。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員の再々質問についてお答えいたします。

根来川の河川改修事業につきましては、先ほどもご答弁しましたが、県市長会を通じて要望するとともに、和歌山県議会の建設委員長宛てにも要望してございます。

それから、毎年、市政懇談会の要望をいただいているんですけども、その中で、根来川の改修の要望は多々ございます。そのことについても、市長から県知事のほうに要望してございます。

その結果もありまして、今回通告にございませんでしたので、資料は持ち合わせておりませんけども、根来川の改修事業については、当初予算2億か3億か、ちょっと手持ちにないんであれなんですけど、それと同等ぐらいの補正予算がついてございます。それで、現在、計画的に改修工事を進めていただいております。今年度につきましては、農免道路にあります前田2号橋の上流部から何百メートルか、資料を持ち合わせてないんであれなんですけども、開西化工までの間の改修工事を現在進めさせていただいてます。

それと、用地買収が済んだところから順次工事をしていくということで、根来川につきましては、民家が流域にたくさんあるということで、県河川の改修事業の中でも、一番予算を取っていただいていると把握しております。

○田中議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、市職員の体制について質問を行います。

この問題について質問をしますと、いつも判を押したように、市としては少数精銳で対応していきたいというような基本的な考え方を持っているんだということを言われます。岩出市制をしいてから20年近くになりますけれども、人口が急増し、5万人をはるかに超す状況の下で、職員の作業量も増加をする中で、職員数は非正規職

員は増えているものの、正規職員数はほとんど変わっていないというような状況が続けられてきています。

1点目として、岩出市では、このような状況の中で、定年まで勤めないで早期退職する職員が、市制施行以来、相次いでいる、こういう状況が生まれています。特に課長職に顕著な実態が現れています。その理由について、市としてどのような見解を持っているのか、まずお聞きをします。

2点目として、今年も年度途中での退職者が生まれていますが、職員定数に対する充足率、これはどうなっているのでしょうか。病休や長期休職者という点では、何%、充足率というふうになっているのか、お聞きをします。

3点目として、岩出市では、長年にわたり兼務体制が続いている実態がありますが、今年度においては、兼務を行っている職員数は何名いるのか。ポスト的な肩書として事務取扱も含めた人数、これをお聞きをします。

4点目として、兼務体制の改善が求められるわけですが、市としてどう取り組んでいく考えを持っているのか、見解をお聞きをします。

5点目として、非正規職員も増えてきていますが、正規雇用の拡大こそ、岩出市の発展に寄与できると考えます。賃金面や待遇面における改善により、日常生活での経済的保障することにもなり、正規職員における精神的負担の軽減も、市の今の実態から見て図れるものになるとを考えます。正規雇用の拡大と定数枠の拡大を図る考えはないのか、お聞きをします。

○田中議長　ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　増田議員の市職員の体制についての1点目について、お答えをいたします。

早期退職の理由につきましては、自身の健康、家庭の状況等、種々の事情があり、市といたしましては、残念でありますが、その選択を尊重したものであります。

一方で、職員の早期退職については、本市だけにとどまらず、全国の自治体や民間企業でも多く見られ、社会全体の課題と考えております。また、市といたしましては、定年延長に伴う雇用や専門職の確保など、いろいろな課題がありますが、本年度は社会人枠の採用を実施するなど、種々の方法で職員の確保に努めております。

なお、他の質問については担当部長のほうから答弁させます。

○田中議長　総務部長。

○木村総務部長　増田議員ご質問の2点目以降について、お答えいたします。

4月1日を基準日として回答いたします。まず、職員定数ですが、これについては病休も長期休職者も含んでの定数人数であることをまず最初に申し上げます。

職員定数に対するパーセントについて、定数条例では、市長部局295人に対し260人で88.1%、議会の事務部局3人のところ3人で100%、選挙管理委員会の事務部局2人のところ1人で50%、教育委員会の事務部局39人のところ32人で82.1%、農業委員会の事務部局2人のところ2人で100%、企業職員15人のところ14人で93.3%となっております。

次に3点目、兼務となっている職員は32名で、その役職の総数は37となっております。

4点目、5点目につきましては、一括してお答えいたします。

兼務につきましては、効率的かつ効果的な人事配置を行った結果でありますので、引き続き適正な人事配置に努めてまいります。

なお、会計年度任用職員については、令和5年4月現在、239名おり、病休・育休職員の代替職員として、また、一般事務職における事務補助という役割で、窓口業務等、正規職員の業務を補っているものとなっております。

また、専門職は、正規職員の採用だけでは必要人数の確保は難しく、O B等を非正規職員として雇用する必要があります。正規職員の採用につきましては、各課とのヒアリングにより業務内容の把握を行った上で、退職者数、定年延長に伴う職員の雇用等、総合的に勘案した上で、職員の採用を引き続き行ってまいります。

○田中議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、職員の充足率、これをお聞きしました。こんなにあるのかなとびっくりしたんですよ、正直なところ。市長部局で295人のうち260人、ここだけで35人足らないじゃないですか。教育委員会部局でも39人のうち32人と、ここも7人足らない。これ以外にも合わせたら、岩出市、本当にこんな状況で市職員が自治体業務を回している、のこと自体が異常やと言わざるを本当に得ないと思うんですね。

この点について、こんだけ少ないというふうな実態がある中で、なぜこれを改善する、異常な事態を改善する、こういう考え方を持たないのか、この点、再度お聞きをしたいと思うんです。

現実的には、これまでもずっと言われたんやけども、少数精銳と言われてきたと。でも、やっぱりこういう状況があるからこそ、9月に総務のほうで、課長級、こういう方も辞められました。そして、10月に入ってからも、この質問出した後ですわ、

10月の1日付ですか、係長級の職員が退職しました。こういう連絡が議会事務局から連絡がありました。内容は、担当部局として兼務体制が増えた、そういう職員の人事連絡です。

私は、こんな状況のこの職員体制、兼務体制となるような実情の解消、こういうことこそ、今の岩出市に求められているし、それを取らなければ、今後も早期退職者、しかも幹部級の早期退職者、こういう人をはじめとして、早期退職者、ますます増えていくんじゃないでしょうか。

そもそも兼務体制、この兼務体制そのもの自身が、例えば、係長事務取扱、こういうものも兼務されてる職員もたくさんおられますよね。これ、おかしいと思いませんか。兼務するということは、管理監督と言ってええんか、チェックや指導や助言や、そういうことを行うべき立場の人間が助言を受ける、またチェックをされる側のそういう方の仕事を行うということなんですね。これ本当に矛盾しているという以外ないと思うんですよ。

だから、そういう点では、本当に今の岩出市のこういう職員体制の実態、これやっぱり改善すべきだと思うんですが、改善策というのを取らない理由、これはどうしてこれだけ職員数が少ないと、こういう実態がある中で、今の少なくとも既存の職員の定数枠、ここまで持っていく、そういうことを取らないのか、この点について、再度お聞きをしたいと思うんです。

同時に、これもし分かればいいんですが、事前の説明のときなんかにも、職員の勤務実態なんかも聞くと思うよということも言っているんですが、健康状態も含めてね。そういう問題なんかも聞くよというのは言っているんですが、そういう点においては、今の岩出市のこういう職員の超勤の勤務実態というような点をどのように見ているのかという点、この点もお聞きをしたいし、そして職員衛生委員会、こういう部分も自治体の部分の中にはあるわけなんですが、そういうところでの意見、こういうふうなものがどういうようなものが出ているのかという点、併せてお聞きをしたいと思います。

○田中議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長　増田議員の再質問にお答えいたします。

まず、正規職員の人数が足らないということで、これにつきましては定数条例、これがございます。先ほど申し上げた数字で、議員が申されているそのとおりでございます。定数条例の人数には足りてございません。

しかし、先ほども申し上げましたが、事務補助ということで、会計年度任用職員、非正規の職員、この方々を4月現在で239名という人数を雇用してございます。

それから、9月に辞めた、10月にも辞めたということですが、これにつきましては市長が答弁いたしましたように、それぞれ自身の健康や家族の状況等、種々の事情がございます。

あと、兼務の事務で上司がチェック管理、これは当然のことながら、上司がその事務、事業については管理を行うという、これは当然のことであると考えてございます。

あと、改善につきましてですけども、今後、多様化する行政需要に対応できる効率的かつ効果的な人事配置に努め、非正規職員を減らし、正規職員の採用に努力し、必要な職員の確保に努めてまいります。

失礼いたしました。超過勤務の実態でございます。令和4年度におきましては、全部の中での超勤ですけども、時間にして4万7,536時間、これは対前年度比で6,203時間の増加となってございます。増加の理由といたしましては、選挙に関する超過勤務が増えたということでございます。

度々申し訳ございません。職員のメンタルという形ですけども、衛生管理委員会、こちらのほうも定期的に開催させていただいて、産業医の奥先生にも入っていただき、その中でストレスチェック、これを毎年行っておりますので、その内容等々について協議を行っているところでございます。

○田中議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 ちょっと確認だけしたいんですが、私聞き間違えたかも分からんのですが、今、総務部長のほうから、正規職員を減らしというようなことを聞いたんですが、聞こえたんですよ、私は。先ほど、今言われたその文言のその辺のところを再度ちょっとお聞きをしたいと思うんです。こんな正規職員減らして、考えられないような答弁だったんで、再度今言われたところの部分、再度ちょっとお聞きをしたいと思うんです。

それと、これ市長にも、やっぱり答えていただきたいんですよ。この間、中芝市制というのがずっと続けられてくる中で、さらに、最初も言うたんやけども、市制以降、どんな理由か、辞められる理由というのは個々あると思うんですけども、現実的には、定年までいかないで、もう早い人なら50、本当にちょっと過ぎたところとか、54歳、55歳とか、その辺のどこで辞められてきている人が、ずっと続けら

れてきたということなんです。だから、そういう定年まで勤められないで辞められるということは、やっぱり蓄積されてきた経験とか能力、こういうことを失うことになりますし、残念で本当にならないんです。

最大限、自治体職員としての誇りと働きがい、生きがい、こういうものをしっかりと、市民のために働きたいという、そういう思いを持って、私は岩出市の職員の皆さん、みんなそう思って頑張っておられると思うんです。

そういう点でいくと、先ほど、定数の部分なんかにおいても、本当に単純に考えても、40人以上が少ないという現状がある中で、幾ら非正規の職員の方を雇ったといつても、最終的な責任とか、そういう部分については、正規職員が負わなきゃいけないという中で、職員そのものの自分が少なかった場合に、大きなやっぱり負担にもなりますし、ましてや兼務という、そういう部分の中で仕事をしていたら、さらに本来は、その人があつてできる仕事、それをチェックする側とチェックされる側のそういう矛盾もしっかりと是正していく、そういうことがどうしても必要やと思うし、市としても、しっかりと職員の健康を守る上でも、職員を、少なくとも充足率、これを100にしていく、そういう努力が要ると思うんです。

そういう点においては、市として、職員の負担も含めた部分の中で、充足率100、それに対する考えは、そもそも持っているのかどうか。そして、100にするためには、どのようなことをやっていかなければいけないのかと、この点、再度お聞きをしたいと思います。

○田中議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○佐伯副市長　増田議員の再々質問にお答えいたします。

幾つかおっしゃられたんですけど、まず1点目に、定年前の退職者が多い、働きがいのある職場じゃなければいけないのでないのではないかと、こういうことについてです。

先ほどから答弁させていただいているとおり、途中で退職される方の理由については、それぞれ個人の事情がありますので、その辺のところが一番の理由かと思います。私どもとしては、その人の将来も含めて、岩出市の職員として働いていただけるか、まずは次の職場へ活躍いただけるか、そこを十分考えていただくようには、いわゆる引き止めをさせていただいておりますけど、これは何分個人の事情がありますので、現状、退職という形になっています。

それをなくすといいますか、一助になるのが、やっぱり職場の風通しの問題だと思うんです。いわゆるそういう環境づくりが大切だと日頃から考えておりますので、

所属長には、いつも会議等では、日頃から部下のコミュニケーションを図るように、こういう指導もします。そしてまた、相談に乗れる体制、これもしっかりと構築しなさいと。そういう中で職員の衛生委員会等でも、職員の、いわゆる職場環境の改善という中にも、相談体制というのが含まれておりますので、職場の上司に話しくい場合は、別の保健師等にご相談いただく、あるいは共済組合、そういうふうなところにご相談いただく、こういうふうなこともありますので、メンタルも含めてね。そういう対応で、できるだけご退職をされないように、今、頑張っているわけですけども、個人事情により退職という形になりました。

そして、職員の補充関係についてですけど、まず定数条例の考え方でございます。これについては、それぞれの執行部局で条例に定めておりますけど、これ上限ということあります。この数を必ず充足しなさいというふうには考えておりません。充足すべきケースも出てくるでしょうけど、それは各課の業務の範囲内において必要とする人数を上限を定めているものであって、我々としては、執行部とヒアリングを聞かせていただきて、その課の業務に必要な人員定数、人員数を把握して、適正な人数を確保していると、こういうところが現状になります。そういうふうなところでご理解をいただきたい。

しかし、今日び、なかなか他の市町村でもそうですけど、資格職の採用が実際難しい状況になっておりますので、資格職については、なかなか補充ができるていないのが現状です。一般職については、先ほどから答弁させていただいているように、退職者の再任用者であるとか、あるいは会計年度で補助職員を雇うとか、そういうふうなこと事務処理を行っているところでございます。

処遇については、前の年に、つまり新年度の4月に採用ということであれば、前年度に職員採用計画というのを策定しますので、定年の方の把握、あるいは病気退職者、あるいは途中退職者、そういうふうな者ができるだけ事前に、前の年度で把握するようにしております。この退職者を見込んで、同等数を新年度の採用計画として定めておるわけですけど、どうしても年度内に過不足が生じる、先ほどからの退職者、途中退職者も出ますので、その分については適宜途中採用というふうなことになるわけです。それが今年は9月に社会人枠のを採用した結果となっております。いずれにしても、そういうふうな対応をしておりまして、業務に必要な適正な人員の確保に努めているところでございますので、その辺のところをご理解いただきたいと存じます。

以上です。

○田中議長 総務部長。

○木村総務部長 増田議員の再々質問の中で、ちょっと私の答弁で聞き取れにくいところがあったということで、おわび申し上げます。

先ほど答弁いたしましたのは、多様化する行政需要に対応できる効率的かつ効果的な人員配置に努め、ここからです、非正規職員を減らし、正規職員の採用に努力し、必要な職員の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○田中議長 これで、増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時30分から再開いたします。

休憩 (14時12分)

再開 (14時28分)

○田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告7番目、13番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 13番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて質問を行います。

まず初めに、根来公園墓地について。

かつては一族で代々で継承されることが多かった日本のお墓ですが、最近は亡くなつた本人の希望に沿つたスタイルや、残された家族が管理しやすいお墓など、多様なニーズが現れてきています。

背景には、都市部への人口移動や少子化など、様々な社会の変化があります。また、お墓に入らない理由もそれぞれです。跡継ぎがいない、お墓を守る人がいないという、物理的にお墓を継続することが不可能になったという理由、またお墓を建てるための値段や、維持するための料金が高いという金銭的な問題もあります。そのほかにも、自分がお墓で大変な思いをしたので、子供に面倒をかけない形を選びたいというお墓に関する不満や不安から、墓じまいを選択する人もいます。従来のお墓という形が、必ずしも選ばれていないという変化が見られるのではないかでしょうか。

岩出市の根来公園墓地は、平成17年、2005年から運営が開始され、運営開始時の状況と今では、社会情勢や社会状況の変化も生まれてきていると考えます。毎年、販売目標価格が達成されず、いろいろな方法で周知や宣伝に力を入れられていますが、時代の流れやお墓に対する意識の変化をつかみ、新たな方法の模索は必要かと考えます。

そこで、まず1点目、全体の区画数と販売区画数は、また墓じまいをする件数や購入を取りやめるといった件数はどれくらいあるのか。

2点目は、公園墓地の販売には伸び悩みがあり、また市民のニーズの多様化などに対し、先進事例や研究を行うとしていたが、どうだったのか。

3点目は、樹木葬式墓所の導入についてです。今、時代に即した墓地公園の取組を進める自治体も少しずつ見られるようになってきました。阪神間では、初の宝塚市で、今年、2023年6月から市営の墓地で樹木葬式墓所の運営を行っています。お配りしている裏面を見ていただいたらいいと思うんですが、この各墓所には大型シンボルツリー型79区画、小型シンボルツリー型126区画、共同埋葬型約3,000体、ガーデニング型40区画と、このような形で供用開始がされています。

供用開始後4か月となりますが、大型シンボルツリー型は79区画に対し、100名の応募があったそうです。そのほかも合わせて146の申込みを受けています。岩出市民の方からも、樹木葬式墓所の要望、話をよくお聞きをします。この宝塚市のような墓所を根来公園墓地の一部、まだ売り出していないところもございますが、この樹木葬式墓所にできないか、取組の研究を行ってはどうかということを提案いたしますが、市の考えをお聞かせください。

○田中議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長　市來議員ご質問の1番目、根来公園墓地についての1点目についてお答えいたします。

根来公園墓地の全体区画数は2,044区画です。また、平成17年のオープンから令和5年8月31日までの販売済み区画数は1,259区画となっています。また、購入後に返還を受けた数は累積で116区画であります。そのうち8件については墓石を建立済みであり、区画を更地に戻した後、返還を受けております。

次に2点目と3点目について、一括してお答えいたします。

合葬墓については、過去に先進事例として、大阪府箕面市、泉佐野市、四条畷市、奈良県橿原市を訪ね、墓地の販売、管理の状況、合葬式墓所に関する設置の経緯や

や費用、運用などの調査研究を実施いたしました。それらを踏まえ、本市での取扱いについて検討した結果、根来公園墓地においては、いわゆる無縁墓地が発生していないことなどから、将来的に合葬墓の必要性は認められるものの、まずは残区画の早期完売を目指すこととし、新聞折り込みや地方情報誌などを活用した広報、また墓園事業所を巻き込んだ展示会や墓地の利用券をふるさと納税の返礼品とするなどの販売促進に取り組んでいます。

また、樹木葬式墓所につきましては、先ほどご答弁いたしましたが、残区画の早期完売を目指していることから、現時点での導入は考えていませんが、そのメリット・デメリットや市民ニーズ、そして未開放区画の有効活用策なども含めて、今後継続して研究すべき課題であると考えてございます。

○田中議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 今あるお墓の区画ですね、それを販売していくんだという方向になっていると思います。今いろんな形で新聞折り込みやニュースやいろんな形での広報に取り組まれていますが、買う方は買われると思うんです。しかし、お墓への意識の変化が市民の中に生まれてきたり、お墓自身を持たないというような意識になってくる方がたくさんおられる場合は、やっぱり返還も含めて、必要になってくると思うんです。

私もよく市民に言われるのは、ちゃんとしたお墓ではなく、樹木葬式があるんで、それをやりたいとかというお声を聞くんですが、市民のお墓への意識の変化や市民からの要望、また住民の要望などは市のほうに上がってきているのか、この点1点だけお聞かせください。

最後にもう1回、先ほど言った宝塚市の樹木葬式墓所についても、ぜひしっかりと研究していただきたいんですが、これについても答弁を願いたいと思います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 市來議員の再質問についてお答えいたします。

市民からの要望についてですが、これまで市政懇談会をはじめ、お墓に関する問合せにつきましては、合葬墓や樹木葬に関する意見要望を受けてございます。

それと、宝塚市への視察につきましては、今後もやっていきたいと考えてございます。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、市來利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

市來利恵議員。

○市來議員 2つ目の質問は、子育て応援のまち岩出に。

今、日本の少子化の進行は、人口減少は深刻さを増しています。少子化の進行は人口、特に生産年齢人口の減少と、高齢化を通じて労働供給の減少、将来の経済や市場規模の縮小、経済成長率の低下、地域、社会、担い手の減少、現役世代の負担の増加、行政サービスの水準の低下など、結婚しない人や子供を持たない人を含め、社会経済に多大な影響を及ぼすことになります。時間的な猶予はありません。今こそ結婚や妊娠、出産、子育ての問題の重要性を社会全体として認識し、少子化という国民共通の困難に、国だけではなく、地方自治体も正面から立ち向かう時期に来ているのではないでしょうか。

少子化の主な原因は、未婚化や晩婚化と有配偶出生率の低下であり、特に未婚化、晩婚化、若い世代での未婚率上昇や、初婚年齢の上昇の影響が大きいと言われています。若い世代の結婚をめぐる状況を見ると、男女ともに多くの人が、いずれ結婚することを希望しながら、適当な相手にめぐり合わない、資金が足りないなどの理由で、その希望がかなえられない状況にあり、また一生結婚するつもりはないという未婚者の微増傾向も続いている。

子供についての考え方を見ると、未婚者、既婚者のいずれにおいても、平均して2人程度の子供を持ちたいとの希望を持っているが、子育てや教育にお金がかかり過ぎる、これ以上、育児の負担に耐えられない、仕事に差し支えるといった理由で、希望がかなわない状況もあり、また夫婦の平均理想子供数、平均予定子供数は低下傾向が続いている。

このように、少子化の背景には、経済的な不安定さや出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事、育児の負担が依然として女性に偏っている状況、子育て中の孤立感や負担感、子育てや教育にかかる費用負担の重さ、年齢や健康上の理由など、個人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻害するような様々な要因が複雑に絡み合っています。少子化は、今この瞬間も進行し続けており、少子化への対応は遅くなればなるほど、将来への影響が大きくなってきます。早急に取組を進めることができます。

岩出市においても、様々な施策、事業を進めてきているところではありますが、

さらに独自の取組を進め、岩出市の子ども・子育て支援事業計画で掲げる、安心して産み育てることができる環境づくり、全ての子供が健やかに成長でき、保護者が安心して子供を育てることができるように、母子の健康保持・増進、病気の予防や早期発見への取組に加え、緊急時や必要時に適切な医療を受けることができる小児医療体制の充実など、妊娠・出産期からの切れ目のない継続的な支援を推進すること、さらに進めていただきたいと思います。

まず1点目は、那賀病院での産科についてあります。

令和2年9月から産婦人科の医師不足により分娩が休止となり、いまだに再開はされていません。医師確保の見通しと、医師確保に向けた取組についてお聞きをいたします。

2つ目は、紀の川市では分娩のできる医療機関がないことから、産科医療施設の整備が必要と捉え、安心して子供を産み育てる環境づくりを推進するため、市内に分娩を取り扱う産婦人科医院を開設しようとする医師または医療法人に対し、開設に要する費用の一部を助成する制度を創設しました。環境を整えるための対策として、予算化することは必要だと考えます。開設を支援する制度についての市の考えをお聞きいたします。

3つ目は、妊婦通院支援給付制度の取組についてあります。

こちらも、紀の川市では、妊婦や妊娠を控えている女性が、市外で出産するときの不安や経済的負担を少しでも解消することを目的とし、安心して出産を迎えることができるよう支援するため、妊婦健診を受診する際の交通費助成として、妊婦通院支援給付金を支給しています。1回の妊娠につき3万円、期間は市内に産科医療機関ができ、出産できる医療体制が整うまでの間です。紀の川市も他市の取組を学び、この制度化をしています。

岩出市も条件は同じです。妊婦さんは市外に通院することになります。妊婦通院支援給付制度の取組を求めますが、市のお考えをお聞かせください。

そして、4つ目です。子供の医療費の無料化について、これまでにも何度も何度も取り上げてきました。市民の強い願いです。国の責任、保護者の責任に転嫁することなく、無料化への一歩を踏み出すことを強く求めます。

今日は市民からいただいた声を紹介いたします。3人の子育てをしています。児童、幼児、乳児の父親です。市の子育て支援に不満があります。紀北地域では、学校給食費、子供医療費の無償のところもあります。岩出市はどちらも負担があります。同じ和歌山県民に関わらず、住んでいる場所で子育て支援に差があるのはすご

く不公平、岩出市の広報を見ても、子育て支援を拡充していくとする姿勢は感じられません。せっかく岩出市に引っ越ししてきて住んでいるのに、岩出市のこと嫌いになってしまいそうです。自分の住む地域に誇りを持てるようになりたいです。ぜひ岩出市の子育て世代のために、子育て支援策を拡充してくれるよう働きかけてください。

次は、4人の子育てをしている共働きで働くお母さんです。子供たちは、学校、保育園に通っています。集団生活では、どんなに子供たちの体調を気にかけていても、様々な病気をもらいやすくなります。子供1人風邪を引けば、兄弟に移ったりと大変です。仕事を休めば、もらえる給料も少なくなる。生活があるから、なるべく休まないように、子供たちの体調には気をつけています。それでも病気になります。保育園に通う子供が熱を出したりしても、すぐに医療機関に行くことができ、今、本当に助かっています。でも、上の子が熱を出したとき、お金が要るなど考え、様子を見てしまうんです。親として悪いママではないか。子供たちにしわ寄せをさせている。時には、虐待ではないかと考えてしまうことも。突発的に必要となる医療費は大変です。医療費の無料化、岩出市でも実施してほしい。こうしたお声、様々にもたくさん寄せられています。

子育て世代に希望が持てるような、また若い人たちがこの岩出を選んで住んでもらえるまちにすることこそ、今必要ではないかと考えます。国に求めるものでもなく、保護者の自己責任にするわけでもなく、大阪や奈良と比べるわけでもなく、バランスの取れた施策を推進するのではなく、市長、ぜひこの子育て世代の願いに応えるため、子供医療費の無償化、中学校卒業まで、これ決断を求めたいと思います。

○田中議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長　市來議員のご質問の「子育て応援のまち岩出に」のまず1点目と2点目について、一括してお答えします。

那賀病院の産科の医師確保につきましては、県を通して、和歌山県立医科大学に対し要望を行っていますが、なかなか難しい状況であります。

次に、産婦人科医院の開設を支援する制度についてですが、全国的にも産婦人科不足が問題となっており、このような制度に取り組む自治体があることは承知しておりますが、本市においては、現在のところ、産婦人科医院の開設を支援する事業の実施は考えておりません。

なお、岩出市、紀の川市の那賀圏域には産科がない状況にあるため、引き続き医

師、看護師の確保について、県市長会を通じ、県に対し必要な対策を要望してまいります。

次に、3点目の妊婦通院支援給付制度の取組を、についてお答えします。

妊婦通院支援給付制度につきましては、自治体の独自の事業であり、那賀圏域に産科がなく、和歌山市など市外で出産することへの不安や経済的負担を解消することで安心して出産を迎えることができるよう、妊婦健診を受診する際の交通費を助成する制度であると認識しております。

本市で妊娠中に受けられる助成制度につきましては、14回の妊婦健診費の助成をはじめ、多胎妊婦への助成については、14回にプラスして5回の追加助成をし、妊婦歯科健診、初回妊娠判定受診料の助成、出産・子育て応援事業として、母子手帳交付時に5万円の経済的支援を実施しております。また、一般不妊治療費の助成、生殖補助医療先進医療費の助成も行っているところでございます。

妊婦さんへの経済的支援のほか、産前産後のサポート事業や伴走型支援、また電話相談や訪問で、妊娠、出産への不安や悩みの軽減に努めるなど、様々な支援を行っております。

現在のところは、妊婦通院支援給付制度に取り組んでいくことは考えておりませんが、妊婦さんが安心して出産を迎えられるよう、今後も必要な支援を検討してまいります。

続いて、4点目の子供医療費の無料化については、子供医療費助成制度に関する説明をこれまで議会において何度か行ってまいりましたが、段階的に無料化の対象年齢を拡充するとともに、現物給付化に取り組んできたところです。令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が5類感染症となり、医療機関への受診費用については、全額国の負担から保険適用分以外は市の負担に移行しました。令和5年度のゼロ歳から中学3年生までの子供医療費の総額については、平成28年の助成年齢対象拡大以降、受給者数が減少しているにもかかわらず、過去最高額となる見込みになっており、これは新型コロナウイルス感染症に関連する医療受診の増加が影響しているものと考えております。

このような状況の下、財源を恒久的に確保するとともに、限られた財源を効果的に活用し、持続可能な福祉施策を提供するためには、一定の対象年齢、中学生までと、負担割合、小学生の医療費の1割負担、小中学生の医療費の1割負担を維持することが必要であることから、現行制度を継続してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 那賀病院について、医師の要望しているということなんですが、当然、那賀病院でやってくれれば、医師だけ確保されれば、分娩施設、そのままの施設は残ったままになっているんで、十分できると思うんですね。ただ、なかなか来手がない。全国的にも医師不足が続いている。紀の川市さんも言うてたのは、担当者に聞くと、紀の川市さんも那賀病院に医師來ることというの、一番願っていることやと言われてたんですよ。

ただ、施設も整備されているから、当然、那賀病院に来てほしいけど、那賀病院の医師確保が重要と捉えているけど、開設するための予算もつけたのは、市民の要求があるから、里帰り出産をさせてほしい、たくさんの市民の声を受けて、何とか医師の確保、産科の誘致、これができないものかと考えて予算をつけた正在りますよ。

岩出市の答弁を聞くと、全国的に医師が不足やっているから、本市でも考えられないと言われているのか。医師を何とか確保しようとする本気度があるのかないのかというところなんですよね。全国的に医師がいないから、岩出市でこれやつても来ませんと言うてるのと一緒。本気度というんかな。医師を確保するために、どれだけのことをこの自治体で考えられるかということが重要、そこを捉えているのかな、医師不足だから、全国で起きているから、やりませんというようにしか私には聞こえない。

やっぱり岩出市にも、もともと分娩室ありません。市民からもつくってほしいという要望もたくさんいただきました。基幹病院である那賀病院ができる。ところが、その那賀病院もなくなった。唯一あった貴志川の民間の分娩施設、そこもなくなった。やっぱりこの少子化問題を捉えるにしても、産めるところがないと安心できないじゃないですか。産む場所が必要、そういう認識を市として持っておられるのか、その点ちょっと1回お聞きをさせていただきたいと思います。

妊婦通院支援、いろんな岩出市では施策やっていますということで、やらないということなんですけど、紀の川市は、市内に分娩するところがないから、通院は市外に通うことになっていると。市内で分娩できる施設が整うまでは、この支援をしようという考え方でやっているんですよ。

岩出市は、いろんな施策やっているからやりません。そうじゃなくて、安心して産んでもらえる、産める、この岩出市ができたりすれば、岩出市を選んでもらえる。先ほど子供の医療費のときに言われたんですよね。限られた財源や少子高齢化来る

から、いろいろ言われます、バランスよくというのも。だから、前から全然答弁変わってへんねんけど、多くたくさん住んでくれることによって、財政って安定的に確保できますよね。

民間の企業が調べたところでは、岩出市、住みたい場所、ちょっと前まではランク上位でしたが、今現在下がってきてています。選ばれる市じゃなくなっているんですよ。便利だけども、子育て支援を考えたら、そうではないと。バランス論で言うんじゃなくて、今ここでしっかりと子育てに対する熱い、温かい、そういう施策をしながら、若い人たちに来てもらい、定住してもらい、そして納税者を増やせば、財政も安定すれば、様々な施策はできるということなんですね。

今ここでやらないと、ずっとずっとそのまでいったら、年齢化は低くなって、人口も減少するし、岩出市の発展するどころか衰退しかありませんよ。そしたら、ますますまた財源のことと言われて、市民のための施策できなくなるんですよ。

岩出市に誇りを持ちたい、先ほどありましたけど、やっぱりそういう若い人たちが希望持てるような市にすることが必要だと考えます。

もう一遍、この3つに対する答弁を求めたいと思います。

○田中議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○佐伯副市長　市來議員の再質問にお答えします。

まず、1点目の医師確保に向けた取組についてであります。先ほども部長が答弁しておりますけども、那賀保健医療圏に産科の確立に向け、まずはやはり紀の川市も先ほどおっしゃってたように、那賀病院での産科医等の医師の確保が必須、こういうことを考えております。したがって、引き続き要望してまいりたいと思っています。しかしながら、めどが立ってないというご返事はいただいてますけど、そういうのじゃなくて、引き続き要望してまいりたいと、このように思います。

それから、産科医の開設の支援についてでありますけども、産科の医療体制の充実は子育て世代の大きな支援にもつながるものと、これ考えておりますけども、市民からの充実を求める期待の声、これも承知しております。しかしながら、医院の開設者については数億円を要する開業資金、それから、助産師や看護師の確保が必要になると聞いています。自治体から補助金があっても、医院全体の運営面から考えますと、課題もあると伺っております。

開設を支援する制度については、他の医療機関との整合性を図る必要がありますので、また個人経営者に対する貴重な税金投入と、こういうふうなことも考えられ

ます。市民の理解が得られるのかというふうなことも考えられますので、現在のところ市単での支援制度については考えておりませんが、市としましても、今後も妊婦健診、診査の公費助成を行うなど、様々な事業を実施することで、安心・安全な出産を迎えるよう、引き続き支援を行ってまいりたいと、このように考えています。

それから、医療費の無料化についてですけど、財源等の問題もおっしゃられてましたけども、市においては限られた財源ですので、将来的に、これを負担していくということになりますし、国ほうの考え方も徐々に変わってきている、そういう動向もあります。したがって、市ほうとしては、あらゆる世代に対してバランスの取れた福祉施策を実施していくことなど、いわゆる総合的に勘案して、現行の制度で推進していきたいと思います。

引き続き今後も国や県に対して、一律の制度にしていただけるような構築を要望してまいりたいと思います。

○田中議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 市長、一律な制度と言われますけど、国に意見を求めると言いますけど、県内では岩出市だけやってない制度、地域間格差をそのままお認めになるということでいいんですか。地域間格差がないように国に求めると言っているけど、それを岩出市がやったからこそ言えるという問題じゃないんですか。やらないで国に求めますと言ったって、納得しませんよ、市民は。地域間格差を許す市だって、市長、それでよろしいんですか、最後に市長に答弁を求めたいと思います。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 まず、市來議員に、先ほど副市長が答えてくれましたけど、那賀病院の件は、これは100%無理だということあります。というのは、医師の問題、助産師の問題、その辺がやれないと。県立医大が1つのグループをこっちへ送ってくるだけの余裕がないと言うてるから、これはもうちょっと無理。

そやけど、それはやってという、続けてやんといかんという自覚、認識は持っていますし、この場で言うてかええかどうか分からんけど、私、那賀病院の副管理者、それやってます。その辺は十分よく分かっています。そういうことです。

それから、子供医療費の無料化については、これまで市來議員から何度もご質問をいただいておりますが、議員の熱意は十分分かっておりますが、市においては、限られた財源の中で、あらゆる世代に対してバランスの取れた福祉施策を実施して

いくことなど、総合的に勘案し、現行の助成制度で推進してまいりたいと思います。

今後も引き続き国や県に対し、全国一律の制度の構築を要望してまいりたいと思います。

ただ、その中で世の中がかなり変わってきております。奈良県知事も維新になった。大阪府の動向もいろいろあるし、その辺を見ながら進めていきたい。和歌山県は、岩出市にとって置かれた地域性から考えて、同じではないと。ここ2年前までは、自然増で人口が伸びてきると。議員も言われてたように、人口が減ると、財政、税金が少なくなる。一方では、医療費はじめ、社会保障費、これ増え続け、厳しい財政運営を強いられる。これは十分分かってます。

しかし、これだけやって人口が増加に移るとは考えられません。全体的な行政の中で、市の発展を求めていきたいと考えてございます。バランス、これ大事だと思います。

○田中議長 これで、市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会することに決しました。

これにて、令和5年第3回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(15時06分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するため署名する。

令和5年10月3日

岩出市議会議長 田中 宏幸

署名議員 福山 晴美

署名議員 梅田 哲也